

平成21年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年9月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成21年9月18日 午前10時04分			議 長 山 口 要	
	散会	平成21年9月18日 午後3時23分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	欠
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	蒲原 知愛子
	副市長	古賀 一也	こども課長	永江 邦弘
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	田中 明	学校教育課長	福田 義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	植松 幸男
	総務部長	大森 紹正	総務課長(支所)	坂本 健二
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	健康福祉部長	片山 義郎	新幹線整備課長	須賀 照基
	産業建設部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	山口 久義
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	市民税務課長(本庁)		環境下水道課長	池田 博幸
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	
	福祉課長	江口 常雄	古湯温泉課長	三根 清和
代表監査委員				
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	江口 幸一郎		

平成21年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成21年9月18日（金）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案の訂正について
- 日程第2 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第3 議案第70号 訴えの提起について
- 日程第4 議案質疑
- 議案第46号 嬉野市地域コミュニティ条例について
- 議案第47号 嬉野市塩田津町並み交流集会所条例について
- 議案第48号 嬉野市個人情報保護条例の全部を改正する条例について
- 議案第49号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 嬉野市農村公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成20年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別

会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費
特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費
特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定について

午前10時4分 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、決算審査特別委員会においては、大変お疲れさまでございます。

本日は太田重喜議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案の訂正についてを議題とします。

本日付をもちまして本定例会提出議案のうち議案第53号及び議案第59号について、市長から訂正の申し出がありました。文書はお手元に配付をしております。

それでは、議案の訂正について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

それでは、議案の訂正についてでございます。

今議会に提出いたしました議案につきまして一部誤りがありましたので訂正いたしたく、嬉野市議会会議規則第18条第1項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

訂正の中身としまして、議案第53号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の補正予算書16ページ、2目．賦課徴収費において事務機器等について14節の使用料及び賃借料に計上しておりましたが、これにつきましては一括購入を行うものでございまして、備品購入費が本来の支出科目でありまして、14節での予算計上を一括削除し、事務機器等の購入を備品購入費に計上し、あわせて備品購入費の合計金額欄を訂正するものでございます。

続きまして、議案第59号ですが、議案の名称に誤りがありまして、平成20年度を平成21年度に訂正いたすものでございます。

なお、訂正をいたした16ページを添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで説明を終わります。（11番神近勝彦君「議長」と呼ぶ）神近議員。

○11番（神近勝彦君）

訂正ということで御説明をいただきました。しかし、前回の開会前は議運においても、まず事項別明細書補足資料ですね、この訂正ということでまたもう2回ほど訂正されとったわけですね。そして、また今回今度は本日付で使用料及び賃借料を事務機器にかえると。そして、また別に決算資料の議案集についても金額等に誤りがあったのでかえると、訂正をするということですが、語句の訂正についてはある程度理解をするところもありますが、今までの議会の中でも若干のそりゃ訂正もありましたが、今回の訂正の回数、また中身については余りにも訂正が多過ぎると思うわけです。そのあたりをどういうふうにお考えなのか、特に金額についてかなり間違いが発生してるんです。その点は総務部長、そして市長もお尋ねをしたいんですが、こういうふうな大きな間違いが次々と今議会起きるということについてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

資料等の確認につきましては、各課に指示をいたしておりましたけども、なかなか指示が徹底しなかったという部分があったのかと思ひまして、おわび申し上げる次第でございます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まずもって議案の訂正ということは、本当に申しわけなく思っておるところでございます。今議員御発言ありましたように、内容によりましては大きな誤りであったわけでもございまして、そこらにつきましては事業自体のいわゆる中身の精査というものが不足していた面もあるわけでもございまして、そういう点につきましては今後厳しく対処してまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

くどくなりますけども、今後こういうことが起きないように。やはり、合併してもう4年近くなってきましたけども、若干そのあたりの気の緩みが発生してるんじゃないかなという気もいたしますし、一つの理由としては異動等による一つの問題点もあったのかなという気もいたします。時期については問題ないにしても、ある程度そのあたりの職員異動等についてもちゃんとこのあたりも考慮しながら、さらなる執務のほうに皆さん、全職員改めて気を

引き締めてやっていただきたいと一応希望しておきます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

関連ですけど、これも非常にその手元に持っている第53号、それから補足説明ですかね、これも当初に全部差しかえてくださいということで、考えたらこれも相当金がかかるじゃろうなと私も思ったわけです。ですから、今神近議員が言われたように非常に厳しい厳しいと片一方で言いながら、片一方では二、三字の間違いで1冊目からかえると。この間私一般質問で部長制の見直しも言いましたけど、非常に頑張っておると、しっかりしておると市長は言われましたけど、そういう点では緊張感が足らんとやないですか。お答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、確かに誤りがあったわけでごさいますて、御意見のとおりだと思っております。そういうことで、今後厳しく対処していきたいと思しますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第53号及び議案第59号の訂正については、これは許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第53号及び議案第59号の訂正については、これを許可することに決定をいたしました。

日程第2．報告第8号 専決処分の報告についてを議題とします。

本日市長から報告第8号 専決処分の報告についてが提出されました。お手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

日程第3．議案第70号 訴えの提起についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

ただいま本定例会に追加上程をお願いいたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第70号 訴えの提起につきましては、嬉野市立五町田小学校敷地の所有権移転を行うために必要な手続について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案の概要説明を終わりますが、この議案の詳細な説明につきましては担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議のほどをお願い申し上げます。

以上で追加いたしました議案の説明とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、細部説明を求めます。教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

3ページをお願いします。

議案第70号 訴えの提起の御説明を申し上げます。

所有権移転に関する民事訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成21年9月18日提出。

嬉野市長。

相手方につきましては、別紙のとおり4ページから9ページに掲げる11名の所有者の相続人167名でございます。

訴えの提起理由でございますが、嬉野市立五町田小学校敷地のうち14筆は未登記の民有地で所有者が11名で相続登記がなされておらず、相続人が167名と多数に上ります。このような場合、所有権移転を行うためには所有権の確認を求める民事訴訟を提起する方法によらざるを得ないため、この訴えの提起を起こして所有権を移転するものでございます。

訴え物件の所在につきましては、嬉野市塩田町大字五町田字菰牟田甲286番地外13筆で、別紙10ページの所在地一覧表のとおりでございます。

面積については、1万538平方メートルでございます。

名称といたしまして、嬉野市立五町田小学校敷地でございます。

位置図については添付しておりませんが、校舎裏北側の旧講堂跡地の一部と、それからグラウンドの東側の一部、それに学校用地東側ののり面の一部に底地として未登記が存在するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第70号の補足説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第70号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第70号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4．議案質疑を行います。

議案第46号 嬉野市地域コミュニティ条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

13条のところちょっとお尋ねをしたいんですが、13条では市は地域において処理するほうが効果的に行い得る事務、地域の自立に資することができる事務、その他地域において処理することが適当と認められる事務を認定コミュニティ運営協議会にゆだねることができる。この場合において、市は当該事務の処理について必要な措置を講じることができるというふうに明記をされておられるんですが、まずその必要な措置というのはどういうことなのか、また効果的に行い得る事務というものはまたどういうことなのか。

第14条に、市は市の施設に地域コミュニティ運営協議会の活動拠点として地域コミュニティセンターを置くことができるというふうにしてあります。ということは、このコミュニティセンターとセンターそのものは市が置くというふうにとらえるわけなんですよ。ということは、地域コミュニティ運営協議会はそのセンターを借りるというふうに理解をしていいのか、この3点についてお尋ねをしたいんですが。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

まず、13条の地域において処理するほうが効果的に行い得る事務ということは、委託事業をそこでは考えております。例えば、市がするよりもこういった地域の方、コミュニティがするほうが効果的である分については地域コミュニティに委託をする事業というようなことで、必要な措置というのはそこに予算化をつけるというような解釈を持っております。

それから、14条の地域コミュニティ運営協議会の活動拠点を地域コミュニティセンターを置くことができるというようなことですが、市の方針ではあくまでもコミュニティ運営協議会については任意団体というのは当然任意団体でございますので、当然市の施設を貸すことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今の御説明では、効果的に行い得る事務については委託事業というふうなことでおっしゃったんですが、それどういう内容のことが委託事業として考えられていらっしゃるのかですね。あくまで、そしたらコミュニティセンター、センターそのものは建物だと理解をしているのかですね。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

効果的な事務というのは、ここはあくまでもコミュニティの運営協議会の協働という形のうちであくまでも行政が押しつけるものではないと。そういった中で、例えば道の草払い等について行政が地域コミュニティにお願いしたときに、押しつけがない場合にじゃあそういったコミュニティでもいいですよという場合については、やはりそこについてはそれ相当の予算措置をつけると。そのほかについてもいろんなことも考えられますが、例えば防犯、防災についても、行政がするよりも地域の方に任せたほうが効率的ということがあれば、そういった事業についてもコミュニティのほうにお願いをします。これあくまでも協働と、対等の立場で、あくまでも行政が押しつけるものではないというふうなことで御理解をいただきたいと思います。（11番神近勝彦君「センターについては」と呼ぶ）センターは、あくまでも市の所有でございますので、そこに部屋を貸すということで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

以前の地域コミュニティの運営協議会を立ち上げるに当たっての事前説明の中で、このセンターのほうには市の職員を週のうち2回ほどか派遣をして、できるのであれば住民票の発行であるとか、簡素な事務については行うようなことをおっしゃったわけですね。今回のこの協議会の中にはそういう定義は入ってありませんが、仮にこのコミュニティセンターの中でそういうことを行う気持ちがあられるのか。あくまでもこれは協議会の条例ということで上がってますけども、当初職員を別に配置をするというふうなこともおっしゃったわけですね。だから、以前から私が質問してたように、センターの中に市の職員がおって、今回条例に上げられてきた運営協議会の事務局長という方もいらっしゃる。一つの施設の中にそういう方が2人いらっしゃるような形になってくるわけですね。それこそ経費の無駄遣いじゃないかなということを以前から言ってきたわけですよ。そうなったときに、そのようなこともこれには出ておりませんが、そういうこともやはりちゃんと考えて今回の条例をつくられていらっしゃるのか、再度そのあたりだけを確認をいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今までがこの地域コミュニティを推進したことについては、地域コミュニティ基本方針に基づいて進めてきたところであります。基本方針については、19年3月に作成をいたしております。19年度にはこの基本方針に基づいた推進計画を立てておりますので、今回モデル地区として3地区が設立をされております。そういった中で、新たに住民組織の参加を市民に求めておりますので、この施策の根拠を明確にするために条例を制定をしたものでありまして、基本的にはこのコミュニティの基本方針に基づいた進め方をしていきたいというふうに考えております。

先ほどこのコミュニティの中に職員を置くとかというのも、確かに基本方針の中には市役所内の推進体制というふうなことで職員を配置するというのも掲げております。今現在、コミュニティにつきましては職員の配置の関係もありますが、週に月水木、午前中は一応職員が常駐をして、まずこの立ち上がりのモデル地区ですので、そこに支援をするような形で半日駐在をしております。それと、今はあくまでもモデル地区でありますので、この運営協議会の支援をするという形をしております。基本的な職員の配置につきましては、コミュニティでする分についてはコミュニティの分で、行政でする分については行政で担当するという役割分担を持って進めていくということでございますので、そこで二重投資にはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員はいいんですか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

今神近議員が言われたこととちょっと関連もありますけど、このコミュニティについてここに入って、運営協議会に入って検討されている方もちょっと意味のようわからんとかどぎゃんじゃろかわからんとか非常に何かまだ模索中というか、そういうふうに聞きますけど、この条文から私こうして拾ってみましたら、主に地域を活性させるためとか、それから小学校単位で結局そこにそのコミュニティ支援センターに人的支援とか、あるいは予算の支援とかいろいろありますと。そうした場合、このコミュニティセンターの中におられる、先ほどからありますように、常駐職員とか仕事の内容とか、それから今おられる各地区の例えば久間は久間でもこの嘱託員との関係はどうなっていくのか、そういうところが非常に見えづらかけませんが、私たちもコミュニティという名前は聞いても中身が全く不透明で、今から始めることですからそういうことでありましたけど、もう少し何かモデル的な絵図をつくってでも、皆

さんが目ですぐわかるような、そういうふうなことをされたほうがいいんじゃないかと。そして、それを常会に各担当する例えば久間地区、あるいは大草野地区のコミュニティが始まったところにやっぱり常会である程度説明も今後していかれたほうがいいんじゃないかというふうに思うわけです。そういう点でまず課長に申し上げますけど、私がちょっと耳にしたところでは、いずれは嘱託員さんはんのうなるとよというような話も聞きましたけど、そういう点についてはどういうふうに将来進むわけですかね。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

なかなかこの地域コミュニティわからないということをよく言われております。そういった中で、実際モデル地区が3地区立ち上がりました。その中でいろんな活動をされておりますし、いろんな広報も流しております。久間地区につきましても、この3地区につきましてもはコミュニティ日より、事務局日より8月からですので、もう2回発行して市民の方には広報していただいておりますし、今後この活性化に向けた地域計画を作成をしていただくような部会も設置をするようにしておりますので、今から徐々に理解をしていただくものというふうに思っておりますし、また部落には、それぞれの地区にはこのコミュニティについての説明会としては出向いていっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

あなたたちがこの文書とか条例とかにされるのは、そりゃ当然のことですけど、やっぱり地域の方は日ごろそういう点になじみもせんし、それから時間もありませんから、やっぱりさっき言ったように目で訴えて、すぐ見てみて、例えば今のそのスライド、ああいう点でもつくってコミュニティはこういうものと、そういうなことで例えば運動会もここでしますとか、あるいはいろいろの集会もしますとか、となれば今度は今までの従来のそういうような文化活動とか、そういうような例えば関係はどうなっていくのかとか、非常に各地区ではいろいろあるわけですね、伝統文化の。そぎゃんとは一つにまとまってなくなるとかなんという人もおんしゃあけんが、そういうふうに非常に拡大解釈した人もおんしゃあけ、それはコミュニティがどこまでその仕事をして、部落にどこまで入ってくるのかと、そういうなところもやっぱある程度目で見てわかるような説明をしてもらいたいばってんが、そういうことわかっておれば教えてください。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今地域についてはいろんな課題があると思います。今は今の段階で、いろんな区長さんを初め関係者の方が地域おこしについては御尽力をさせていただいているのを十分理解をしております。しかしながら、5年、10年先に今のような少子・高齢化のときがきたときに、この地域の何が問題なのかというのを話し合っていて、問題があればこの解決法を見出していきたいと。それを具体的な計画につくって、この地域の5年後、10年後の計画をつくって行って、地域の活性のために進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、9ページなんですけれども、7条のいわゆるその地域コミュニティ協議会の認定について触れておられるわけですね。その(5)の選挙に携わってはいけませんということだろうと思うんです。それは地域コミュニティ等協議会としては認めませんということなんですよ。今各行政区では、選挙のたびにいろんなその地区からの推薦とかあるわけです、区一致とか。こういうことは区でやっていいと、しかしコミュニティの中でできないというふうになるわけです。でも、考えてみれば区の集まりなんですよ。私がびっくりしたのは、あるところで市議会議員選挙が近まってきたと。コミュニティで協議をしましょうっていうばかな人がおったんで、ちょっとこれ早くつくってほしいというのが私の願いであったわけです、こういうのをですね。実際あるんですよ。大草野地区でいわゆる1人欲しいと。とするならば、コミュニティの中でって。そんなばかなことを言っている、会長さんとか副会長さん三役ではありませんので言っておきますけど、ある係の人おりますので、そこら辺については担当課としても早急に指示をですね、そういう場を使う場じゃないですよっていうのをぜひ指導をまずしていただきたいということを述べておきたいと思います。

次に、10ページです。

12条で地域計画の尊重ということで、これからコミュニティの中で地域計画というのをつくっていくわけですね、3年をめぐりにですか。そういう中で、その地区によって、例えば大草野地区ではどういふのに重点を置いた地域計画ができるかわかりません、まだわかりません。ただ、ひょっとしたら道路を中心とした地域計画ができる可能性もあるわけです。吉田地区は逆に言えば、祭りとか、あるいは地域の活性化のための美化とか、女性のその婦人会の活動についての計画がどんどんできるかもわかりませんし、子育てに関する部分が出てくるかもわかりません。そうなった場合、各コミュニティによってその格差が出てくると思うんです。その地域が検討することですから。予算も要するに大幅に変わってくると思うんで

す。例えば、大草野地区が1億円の地域計画を立てたと、吉田地区は5,000万円の地域計画を立てたと。可能な限り尊重するというふうになっとなるわけですがけれども、その計画の立て方について行政がどのようにタッチされていかれるのか、そこら辺どうお考えなのかと思うんです。私は以前山形県の金山町の話をして、いわゆる地方に行政区に交付金を出して、そしてその行政区の区民がいわゆるその校区の活性化をいかに図っていくかということにされたのが金山町です。しかし、嬉野の場合はもう極端に言うと、行政がやっていた仕事をその地域のコミュニティの中に任せますよという話なんです。いわゆる効率化に重点を置いた部分が見え隠れいっぱいするわけですがけれども、そこら辺も踏まえて12条の可能な限り尊重するものとするというのは、そういうその計画の中でも関与はしながらそういう尊重できる部分を入れなさいというふうに指導していかれるのか、あるいは単なる予算の範囲の中で可能な限り尊重するというふうに重点を置いたこの条文なのか、そこら辺だけをお答えをいただきたいです。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

まず、第7条の5項の件でございますけど、これにつきましてはここに規定してあるとおり特定の候補者の推薦の問題ですけど、これを地域コミュニティの協議会で行うということは、これはこの条例が制定をされますとできないということで、この件につきましては現在各地区に事務局長、既に運営協議会が設立をされている分については設置をしておりますので、そういった協議の場ではないということをはっきり指導をしていきたいと思っております。

それから、認定地域コミュニティ運営協議会の支援等ということで、この支援の中身につきましてでございますけど、ここで運営協議会に対して技術的、人的支援、その他の措置を講じるということで、予算の範囲内において財政的支援を行うということで考えております。確かに、先ほど議員がおっしゃるとおり、各地域でこの今から地域計画を策定をするわけです。その段階には、既に策定に着手したコミュニティもモデル地区あたりはそういった取り組みを既にやっております。この中身につきましては、住民の方のその校区内の住民の方の意見を最大限尊重した地域計画を行うということで、確かにおっしゃるとおりこの地域計画の中身につきまして地域によってはバラつきが出てくるかと思えます。ただ、私たちが考えておりますこの技術的、人的支援、それから予算の範囲内での財政的支援につきましては、これは2段階に考えたいというふうな考え方を持っております。

まず、第1段階として基礎的な条件としてこういった地域計画をつくったり、コミュニティの運営に関する支援ですね、こういった最低の支援につきましては、これはどこのコミュニティにつきましても同じ同等の取り扱いをしていきたいと。

その上の段階で地域計画でいろんな計画が出てくるかと思います。その中には、コミュニティの中で処理する部分とこれ行政にお願いをするというような要望的な計画、あるいは国、県あたりのもっと上位の大きな予算の配分が必要な部分が出てくるかと思います。これにつきましては、現在市におきましても総合計画に、あるいは中期財政計画等がございまして、その中に当然組み込まないとその財政的支援、あるいはその地域計画の具体化というのはなかなか難しいかと思っております。そういった上位計画をつくる際に、そのコミュニティの中でこういったものが一番求められているのかと、そういったものを吸い上げると、もうこの地域計画の要望の中での国・県事業あるいは市の事業、その地区ではこういった要望があるかと。そういったもの吸い上げる計画にもなるかと思えます。したがって、そういった地域の要望、アンケート、そういったものを聞きながら地域でできる分についてはそれは単独の補助があるかもわかりませんが、大きな計画であれば上の段階の計画に組み込んで計画的な行政執行をやっていきたくと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

わかりました。一つは、第1段階はいわゆる地域協議会の組織づくりのための基礎的な分は平等にやっていると。次のその第2段階の地域計画に基づいたその予算の振り分けですよね、結局。そのコミュニティの役員の方もちょっと混乱されてる部分は、どこまで計画をタッチしていいのかと。すべてタッチしていいと思うんです。例えば、大草野地区で言えば大草野地区の道路問題も含めて、子供の子育てのあり方とかいろんな計画、専門部ができてますからいろいろ出ると思うんですよね。莫大な計画書が出てくるかもわからんわけです。もう一回確認ですけども、その計画は計画でしていただいて結構だと、その地区で。しかし、そのすみ分けについては具体的に市が介入していきますよということで理解しとっていいですね。例えば、この分は地域でやってもらいます。そのためには財政的な措置はしますと。しかし、例えばこの道路については市が行政としてやりますと、計画の中にあるけども。こういうすみ分けをされていく、そういう指導をされていくというふうに理解をしとってよろしいんでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

現在まだ地域計画がどのような結果になるか、今策定中ではっきりとしたことは申し上げられませんけど、そういったコミュニティで実施できる事業なのか、市で実施する事業なのか、あるいは国・県にお願いする事業なのか、そういったものはある程度こちらのほうで判

断をして、地域でできる分については地域に交付金の形で配分をするというようなことも、これは財政的なうちの財政計画の中に組み込んだ上でそういったものが必要かと思っております。したがって、計画自体は大きな計画で結構かというふうに考えております。

(20番山田伊佐男君「はい、ええです」と呼ぶ)

○議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 嬉野市塩田津町並み交流集会所条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番(平野昭義君)

このことについて塩田津の関係者にもちょっといろいろお尋ねしておりましたけど、この条文の中でまず別表に料金のことが1時間当たり200円と、そして他の居住者の方はその1.5倍というふうになります。やっぱり地域の方の意見とか、私もそう思いますけど、これやっぱり他の方も市内の方も同額じゃないといけないんじゃないかというような……。

○議長(山口 要君)

ちょっと恐れ入ります。平野議員、所管……暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長(山口 要君)

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市個人情報保護条例の全部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。梶原議員。

○3番(梶原睦也君)

この改正っていうのは、多分過剰反応に対する部分も含まれてるんじゃないかと、そういうふうに私は理解しておりますけども、この条例の中の3章の第1節の開示っていう部分で、17条のところに実施機関は開示請求があったときは開示請求にかかわる保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならないとありまして、その2項っていうんですかね、2項のイのどこ

ろに人の生命、健康、生活、または財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報、これについては開示ってということだと思んですけども、このことについて例えば民生委員さんのところへの情報とか、それから災害時の個人情報、災害時におけるそういうその個人情報の収集とかですよ、そういう部分に関して今までよりも一歩踏み込んで個人情報ってというのが提供されるのかどうか、その点についてお伺いたします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

今回の改正につきましては、上位法の改正に伴います条例の改正でございますけれども、基本的にその個人の情報ということは、本人以外の情報につきましては開示ができないということになっておりますので、ただいま御質問の件につきましては開示ができないというふうにとらえていただければと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、例えば開示できないということになりますと、高齢者の個人において民生委員さんがその掌握とかそういう部分に関しては、そしたらどういう形で情報収集をされるのか。それと、先ほど言いましたように災害時のそういう部分の個人情報というのはどういう形で実際にほかの方への情報がなされるか、その点についてお伺いたします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

災害時のそういった方の名簿につきましては、事前に承諾をいただきまして、この分につきましては公表していいかというふうな承諾をあらかじめとっておく必要があるということで、今そういう作業をしているところでございますけれども、そういうものにつきましては当然お示しをできると、開示をできるというふうに考えます。

民生委員さんにつきましては、あくまでも本人さんが同意をいただければ提供できるというふうに考えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

これ所管で民生委員さんとの話し合いっていか議論の中で、非常にその個人情報がかういう形で保護法があつて、なかなか情報が入つてこないという御指摘がありましたので、そこら辺についてもう一度民生委員さんたちとの話し合いをしていただいて、その情報の交換つていう部分をどういふうに具体的に進めていけばいいのかつていうのをもう一度その現場の民生委員さんたちと話し合いを持っていただきたいと、そういうふうをお願いいたします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

ただいまの件につきましては、担当課のほうに連絡をいたしまして、連絡調整をとるようになつたいと思つたります。

以上でございます。（11番神近勝彦君「議長、関連」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今梶原議員さんのほうから民生委員さんとの関連の話があつたわけですが、前回の意見書や文教厚生委員会の報告書として民生委員さんとの結局情報共有ということについて出しつたわけですが、報告書を。その点については、そしたら執行部はどう対応されてきたんですか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（片山義郎君）

民生委員さんとの情報の共有につかましてですが、特にこの災害時要援護者の計画につかましては、計画を策定するときに消防機関とか民生委員さんとかには情報は提供する予定でおりますということはしてあります。この個人情報の開示につかましては、第9条の第1号に本人の同意があるとき、または本人に提供するとき、本人が同意あるときは開示できるということになつておりますので、そういう災害時要援護者につかましては情報を収集して提供しますよという同意は事前にいただくような様式になつております。民生委員さんにつか

ましては、そういうことで事前に本人さんの了解をいただけるものと考えてます。ただ、了解していただけない分については、開示しないということにしております。これは本人の同意を前提としております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

本人さんの同意をとるということですよ。が、そのいろんな調査をされるときに、そしてたらず最初に、そんならその担当課、いろんな担当課がありますが、その担当課が本人さん、わかっていますよね、台帳関係で。まず、そこにちゃんと民生委員なら民生委員さんの活動の活動の中でこういうことで来られますがいいですかということをも確認をとられるわけですよ、間違いなく。それを確実に民生委員につないでいくんですよ。前回の私たちのあの報告書の中では、それを市の担当課がやってくれないからなかなか調査が進まないということだったんです。どこにどういう方がいらっしゃるかがわからないと。調査をしろと言われても、どこにどういう方がいらっしゃるかわからないというだったんです。いろんな隣近所のおつき合いをされている方であればわかるんですけども、全くアパートとかなんとかでお隣近所のおつき合いがない場合は、全然自分たちのほうには情報が入ってこないということだったものですから、前回の文教厚生委員会の報告書では民生委員とやはり市の各関係機関との連携をとりなさいということで報告書を上げとったわけです。だから、そういうところは私たちとしては報告書を上げとったわけです、皆さんのほうに本会議でちゃんと報告したわけですから、それについては多分皆さん御理解をいただいと私は思うんですが、その後の取り組みとしてそういう方向性をとっていらっしゃるのかどうか。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（片山義郎君）

災害時要援護者の調査につきましては、最初は手挙げ方式、本人が希望すれば調査するという形でやっておりまして、あと本人が希望しない場合は一応こういうのは個人情報ですのでできませんので、こちらで把握はしたいと思ってるんですが、開示することはしないと。それと、対象者になるであろうという方につきましては、総務課と福祉関係の職員が帯同して民生委員さんと一緒に各老人世帯、要援護者対象となると思われる方を1戸ずつ訪問をして作成しております。ただ、まだ台帳自体が作成できておりませんので、まだ民生委員さんのほうに提供する段階まではいってないという状況です。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

くどくなりますけど、今言ってるのは災害要援護者ですかね、そのことだけを言ってるんじゃないんですよ。ほかにもいろんな活動を、今特に民生委員さんのことを言ってますけども、いろんなそういうふうな関係の方、公的なやはり委託を受けた方が活動するに当たって、だから総務課所管もあると思うんです。今福祉のほうでおっしゃってますけども、総務課所管の中でもそういう事故があると思うときに、結局そういう情報がそういう団体に行かないことによっていろんな支障があるということです。だから、あくまでも公的な調査に基づくのであれば、民生委員さんであろうが、いろんな公的な組織であろうが、お互い連携をとって、そりゃ個人情報という一つの大きな壁があるということで、なかなかそういうことができないということと言われて、たまたま民生委員さんでは言われてましたので、そういうことを踏まえて今後ちゃんとそういうことで対応されていかれるものと、そしたら信じときます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

これの改正内容については、議案資料の1ページに載ってるわけですがけれども、一つはその収集の制限、これを明確にしたわけですよ。それでもう一つは、利用及び提供の制限ということで項目が設けられたわけです。そして、罰則規定っていうのがまたさらに追加されてきたということで、今議論を聞いていますと、わかるんですけど、この体制になったと今度。そのことによって、今後民生委員さんが注意しなければならないこと、あるいは駐在員さんが、嘱託職員さんが注意しなくちゃならないこと、この改正によってそういうもろもろに影響が出てくるのはどういうことに出てるか。この改正によって新たに民生委員さんに伝えなきゃならないこととか、そういうのはどういうことなのか、そこら辺だけ明らかにしていただけるかです。例えば、福祉部長、民生委員に対してこの改正が行われたと、罰則規定も含めて改正が行われたと。そのことによって今までの対応は民生委員さん、こういうふうにしてほしいということが出てくるのか出てこないのか、行政側として。出てきたわけですよ、はっきり言ってこの改正案の中に。民生委員として注意しなくちゃならないこと、駐在員として、行政区の区長として、嘱託員として注意しなくちゃならないことってあるわけですけど、そこら辺についてどのように把握されてますか。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（片山義郎君）

まことに申しわけございません。この個人情報の改正については、ちょっと私は全然タッ

チしてなかったんで、どういう内容になっているのか今のところわかりません。後で勉強したいと思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

罰則規定がございますけれども、罰則の中に例えば3番目の実施機関の職員ということで個人の秘密に属する事項がこういうものを漏らした場合には職員は罰則をされますよということですので、そういう部分で判断をされればと思いますけれども。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今総務課長が言われるのは、単純なことの部分からぜひ指導してほしいという意味での私の質問。例えば、その民生委員さんが民生委員やけども、あるところでぱって言うてしまうた。そういうのがいろいろ問題になると。そのことに対して罰則規定があるんですよ。新たに追加されたんですよ、だからそういう部分についてはきちっと注意をしてほしいとかですね。あとは、例えば議案説明書でいけば、25条第三者に対する意見書提出の機会の付与ができるようになったとか、費用負担についても送付に要する費用を負担すると規定したとか変わつとる部分がいっぱいあるわけなんで、それは民生委員さんと関係なかわけですけど。そこら辺各担当課において、もう一回この条例が見直されたことに対してどういう支障が来してくるのかと、担当課において。例えば、福祉部やったら民生委員に指導せないかん部分が出てくると思うんです。そこら辺についてまたもう一回ぜひ具体的に、やっぱりどういう形で関連する人たちに徹底させるかっていうのは検討していただきたいと思います。もう答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 嬉野市農村公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

今現在5つの公園がありますけど、私はこの公園をずっと歩いてみて思うんですが、住民の方の健康増進のためのゲートボールとか、あるいは子供がブランコで遊ぶとかいろいろあります。その中で、まず西山公園についてあそこは非常に面積が広いですけど、中に登記がなかなかできないから困っているという話を聞いておりましたけど、登記ができてこの条例に上げていただいたのか、それともそうでないのか、それが1つね。

それから、これは見ればわかりますけど、わかれば教えてください。牛坂、西山の面積です。それから、現在の利用状況、それから園内の遊具、遊具があるところもあるし、なかところもありますけど、その遊具の活用と、それからもし遊具が一部破損した場合の補助とかなんとかも支援されるのかどうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えを申し上げます。

まず、西山農村公園の登記でございますけれども、これは6月議会に上程をさせていただいて議決をいただきました。ですから、その時点で終了したということで御報告をいたしております。ですから、それが終了いたしましたので、今回の条例を改正するものでございます。

次に、面積でございます、西山。1万713平方メートルでございます。1万713です。それから、西山農村公園は滑り台とか便所、街灯、ベンチ、水飲み場等がございますけれども、現地を見た限りでは、あそこは3回ぐらい私も行かせてもらいましたけれども、利用状況の詳しい把握はつけておりませんけれども、最初に行ったときには少し草が生えておりましたけれども、その後は地元の方できちんと管理されておまして、今のところ地域の行事として御利用されているというふうに感じてきたところでございます。

それと、遊具等の破損等につきましては、例えばトイレの電球が切れるとか、そういうふうなこともあると思いますし、また電気料等も発生すると思いますけれども、それにつきましては今回補正のほうでわずかでございますけれども、お願いをいたしておるところでございますので、全部のお答えになるかわかりませんが、一応答弁いたします。（19番平野昭義君「牛坂の面積は」と呼ぶ）牛坂農村公園は1,542平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

議案第53号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

まず、議案書1ページから7ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それでは、7の1ページで御質問をしたいと思いますが、今回地方特例交付金ということで1,124万5,000円……。

○議長（山口 要君）

あ、7の1。7ページまで。（11番神近勝彦君「7ページまで。7の1は違う」と呼ぶ）
7の1は次。地方債補正までです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書7ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書7の1ページから13ページまで、歳入予算全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

改めまして7の1ページ、地方特例交付金ということで今回計上されましたが、これは児童手当の充当分ということで理解をするわけですが、これはあくまでも21年度までであるというふうに一応明記をされているわけですが、今回民主党さんが政権をとられたことによって来年度から2万6,000円、次年度22年度については1万3,000円と半額というふうな方針を打ち出されておられるわけだと思います。そういう中で、今後の見通しと申しますか、ある程度情報的にどういうふうに入っているのかなど。まだ政権とられて1日、2日のことですから、なかなか情報というものは入ってこないだろうという気はするんですけども、特に児童手当という大きな要因のことですので、わかることがあればお教え願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今回の選挙終わったわけでございますが、各市町とも情報収集につきましては、当然県あるいは国のほうに今後の情勢についてお尋ねをしておるところです。今回のこの児童手当関係に限らず、いろいろの補助金関係がございます。その分について収集しておりますが、今のところ一切流れてきておりません。補助の内容によっては本省のほうでストップしたとかそういうお話は聞いたりいたしますが、正式な通知としてはまだ市町村段階までは流れてきていない状況です。今後、情報収集にはさらに一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

情報がなかなか入っていないというのは理解をするところなんですけど、これからいろんな政策について22年度についてもいろんな方針が出されると思います。できれば、ある程度情報がわかればやはりこちらサイドにもある程度情報を流していただければ、私たちとしても22年度この場におけるかおらないかわかりませんが、いろんな意味の中で今後について勉強も

したいと思いますので、情報提供もお願いしときたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

当然情報収集できましたら、随時お知らせをしたいと思います。また、逆に議員さんのほうで情報つかまれた部分ございましたら、執行部のほうにも教えていただけたら幸いかと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私の所属してるところが少子化担当相になりまして、つい答えようかなと思いますけど場違いですので。

11ページですね、旧政権の中で地域活性化公共投資交付金ということで1億4,800万円の今回交付がなされているわけですけども、これ何を基準として交付されたのか。いわゆる人口とかそういうのが交付の基準なのか、それとその中身的に見ればこの額の9割が公共下水道への歳出となってるわけです。そこら辺についてこの交付金の目的というのはどのようになつたのか、そこら辺おわかりであれば御答弁お願いします。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えを申し上げます。

お尋ねの地域活性化公共投資臨時交付金についてでございますが、国の経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策とあわせ地域における公共投資を円滑に実施する目的とされております。この配分につきましては、各地方公共団体の交付限度額、配分額につきましては、平成21年度国の第1次補正予算における各地方公共団体の追加公共事業の地方負担額などをベースに算定するということになっております。そういったため、追加公共事業の量に応じて交付限度が決まる仕組みとなっております。この対象事業として地方単独事業、国庫補助事業、いずれの場合であっても建設地方債の対象事業であることとかというのが条件であります。

いずれにいたしましても、実施計画に計上した事業のうち国庫補助事業、地方負担分と単独事業の所要経費の合計額に対し地方公共団体ごとに算定された交付限度額を上限として交付されるということで、以上の条件を満たした当市の国庫補助事業の地方負担分と単独事業

の所要経費の合計額というのが1億6,100万円ということでございまして、この部分の交付率を掛けたところで1億4,800万円ということが去る8月10日付の第1次配分において配分されましたので、今回補正財源として補正をお願いしているっていうことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私が思ったのはなぜ公共下水道へ9割のいわゆる歳出というふうになったのかっていうことを言ってるわけです。一つは、ほかの建設にかかわる部分についての要するに繰り出しっ
ていいですか、歳出というのはあってもよかつたのではないかというようなことでの質問を
いたしてるわけですけども、そのことにどのようにお考えなのか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ただいま歳入の部分で答弁させていただきましたので、歳出のほうの財源充当については
後だって担当課長のほうが答弁申し上げると思います。（20番山田伊佐男君「ここで質問し
ないと、後は公共下水道の出の分でしか質問できないんで、私所管なんで。逆に言えば、9
割今回公共下水道に歳出を出したわけですよ。これが厳しい国からの公共下水道にしか…
…使えとの指示だったのか」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今回のこの分の配分につきましては、もう国のほうから下水道の分ということで指定をし
て交付をされております。このほかに橋梁の調査分ですか、この分の2項目について通知が
参っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

じゃあ、ほかの自治体で例えばその公共下水道がもう整備されてるところについては、どのようなそしたら事業にこの交付金というのは活用されてるかっていうのは、そういうのは把握された経緯はあるんでしょうか。例えば、公共下水道終わってるところもありますよね。そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この事業につきましては、庁舎の改修、事務機器あるいは庁舎ネットワーク電算システム、相当項目の事業がございまして、嬉野におきましてはこの下水道関係がまだ進捗中ということでございまして、この分に配分をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

同じく11ページの子育て応援特別手当についてなんですけども、私たちが野党になりましたので非常に難しいんですけども、この少子化対策にはしっかり力を入れていきたいと、そういうふうに思っております。この子育て応援特別手当が今度の政権によって今どうなるかわからないと思うんですけども、もし凍結された場合に次の少子化対策へのその市長の思いというか、それと今民主党さんが掲げられてる子供手当、恐らく先ほどの関連ですけど、児童手当との絡みにもなりますけども、この少子化対策の中でこの子育て応援手当、このことについて市長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私も詳細な情報はつかんでおりませんが、きのうの報道等のあれを見ましても、いわゆる現在の政策の変更分といいますか、それについては変更した後の対処につきましても方

針を示して対応するというようなことを言うておられますので、いわゆるこの子育てに関しての全体的な予算というのは減らされないというふうに思っておりますので、やはり今の少子化の中でやっぱり次代を担う子供たちのために予算を組んでいただくというふうに期待しておるところでございますので、そういう点ではこの名目的なことはよくわかりませんが、私は継続をしていただくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

同じ11ページの市町村合併推進体制整備費補助金ということで9,000万円計上されておられます。これは市町村合併を行ったことによって来たわけなんです、その補助金要綱でいくと、交付の対象で第3条の第3合併市町村補助金と。その中の第1項の経費に対する補助金というところですね。それから、第4項のこれは施行された日の属する年度及びこれに続く2年度に限り交付するものというふうな項目があるわけです。第6項のほうに1からまた6番までずっとあるわけなんです、そういう中でこの交付されるのは年度及びこれに続く2年度に限り交付するものというところをちょっと質問したいんですが、今回こういうふうな歳入がありました、あくまでも単年度だけと考えるべきなのか、それともここに2年度に限りとあるものが、これはあくまでも交付されたのが2年度分まとめて来たのか、そのあたりについての御説明をいただきたいと思っておりますし、この算定基準ですね、この要綱の中の別表、別表によってということで定義をされております。別表の中には、1万1人から5万人までの規模はあくまでも5,000万円が単位ということですよ。ということは、嬉野、塩田ともに5万人以下だったわけですから、合わせれば極端に最高額でいけば1億円というふうな考えでいいのかなという気がするんですが、そのあたりは算定の中で9,000万円に落ちたのかどうかという、そういうところの内容はいかがなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ただいまの市町村合併推進体制整備補助金9,000万円についての御質問でございますが、今御質問の中で1万人から5万人のところ、5,000万円とかという御質問だったと思いますが、私の資料では1億5,000万円ということになっておりまして、全体で3億円というふうに考えております。実際、18年度予算で19年度に実施した部分が1億7,720万円、19年度事業として378万円、20年度2,700万円ということで、あと残が202万円残るのではないかと考えておるところです。

先ほどおっしゃられたその2年度の部分につきましては、ちょっと今その資料を持ち合わ

せしてないので申しわけないのですが、一応繰り越しが可能というようなことで理解して、18年度分については繰り越して19年度に使用したという部分ございますので、そういった解釈でよいかと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

繰り越しも可能だと、2年度にまたがっても大丈夫だということですね。私が持つてるこの資料そのものが古いんですかね。私が資料を出した分がたまたま5万人までが5,000万円というふうになっただけのものですから、それはちょっと申しわけございません。1億5,000万円ということですね。ということは、全体で3億円ということで、わかりました。ということであれば、今御説明があった202万円っていう、大体の算定でいくとあと二百二万円ほど残ってるということで、これはそしたら22年度もまた入ってくると考えてよろしいわけなんですか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

先ほども答弁したように、3億円のうちのあと残りが202万円ということで、来年度入ってくるものと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

先ほど山田議員さんの質問とき関連でいきかかったんですが、ちょっと関連というのを言い忘れましたものですから申しわけございません。

地域活性化公共投資臨時交付金についてちょっとお尋ねをしたいんですが、先ほど山田議員さんの質問の答弁の中で、第1次配分としていただいたというふうなことをおっしゃったわけなんですけど、これがどうなるかちょっとわからないところもあるわけなんですけども、このままとりあえず公共投資臨時交付金については継続を今年度の21年度の分、これ単年度だけですよね、21年度分だからこの分だけはもう全部通そうという話になったとき、凍結とか何とかって話じゃなくて全部執行しようとなったとすれば、また第2次配分というものがあるのか。そして、あるとすれば嬉野市にはどういう内容の中でどれぐらいの配分がされるというふうに算定が考えられていらっしゃるのか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

先ほど第1次配分で1億4,800万円と答弁いたしました。あと今後2次調査というのが総務省関連、厚労省関連、文科省関連が調査があるというふうには情報をいただいております。ただ、その交付限度がどれくらいになるかということについては、現在のところ承知しておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出14ページから22ページまで、第2款、総務費から第5款、労働費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

14ページですね、目の企画費です。定住促進の奨励金です。これが当初1,050万円で今回補正額で255万円出されておりますけど、これはいいことと言えますけど、とりあえず今まで入ってこられた人々、そういう方々はこの奨励金の配分方法がありますけど、例えば住宅を全部買ってしたとか、あるいはリフォームしたとかいろいろありますけど、この中でちょっと何か特徴的に申されることあれば、そういうことでよかぎよかったとか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ただいまの御質問でございますが、奨励金の金額が多いということになりますと、新築で市内業者施工ということになると思います。一応、予定では市内業者施工は5件を予定しております。そういったことで、市内業者施工になりますと1件当たり100万円っていうことになりますので、100万円以上の奨励金の交付ということで、そちらのほうが多いのではないかと思います。あと、市内業者さんがかかわられる部分が3割以上ということで、この部分については4件を見込んでおります。全体で補正をお願いするに当たっては、12件の支出

予定で計上させていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

たまたま嬉野は第七、第八が整備されておりますけど、その販売をできれば早くしないと、借金が多いですから。そういう点については、第七、第八について不動産屋さんとか、あるいは大工さんとかに出向いて案内とかはありますか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

この制度のPRにつきましては、そういったことで既にやっているというふう聞いております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

PRでって言うが、そのPRをだれがしているのか。あなたたちがじきじき行っているのか、そういうのをもう少し具体的にせんと、せっかくのこの嬉野市の定住促進ができたわけですから、人口が減っていく中でやっぱりふやすための施策ですから、一件でも一人でも多くって言うことが目的です。そういう点では、もう少しその趣旨に沿った活動、運動はあらゆる面でできると思うんだけど、条例はつくったけんが、中身はうわさで聞いたけん入ったよって、そういう程度のPRですか。PRっちゅったら、やっぱりみずからいろいろの工夫して、例えばパソコン、インターネットを通じるとかホームページ通じるとかいろいろありましようけど、それPRはどういうふうにしよんしゃったかということは今言いよる。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ダイレクトメールを建設業者さんとか企業さんとか、関連のあるようなところを2,000通を送付しているということでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

14ページの情報管理費の885万6,000円の高度情報通信設備整備事業ということで、市内の2業者さんのほうに一応要するにインターネットができる、その動作環境が早いそういうのを整備するために、市内の業者さんへ補助金として885万6,000円ということでございますが、ここら辺の実際のじゃあどれぐらいの補助率なのか、どういうふうな内容について若干詳しく説明をしていただきたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

これは高度情報通信整備事業というふうなことで、県の業者に対する直接補助というようなことで2分の1の事業であります。そういった中で、先ほど議員さんが申されましたように、この事業に県内のケーブルテレビ事業者3社が申請をされております。3社につきましては、テレビ九州さん、藤津ケーブルさん、多久ケーブルさんが共同で出資をされておりますので、市内にある2業者ということになっております。

この事業の内訳といたしましては、申請額が5,313万2,000円というようなことのこの2分の1で2,656万6,000円、これを3社ですので3分の1をするというようなことで、1社当たり885万5,000円程度の補助ということになります。これがテレビ九州さん、それから藤津ケーブルさんも市外のエリアもあります。そういった中で、市内のエリアの分だけの補助というようなことで見てみますと、ちょうど市内のエリアが50%ということになっておりましたので、この50%分を補助をするということになっております。

具体的な工事の内容につきましては、現在この高速ブロードバンドにつきましては幹線を光ケーブル、それから支線を同軸ケーブルでサービスを行っておりますが、この線を改修するものではないというふうなことで、今現在システムのDOCSIS（ドクシス）2.0というような機器を使っておりますが、これが12メガの通信速度になっております。これを新しく今回開発されているDOCSIS（ドクシス）3.0という技術を導入をいたしますと、光並みの160メガの通信速度になるというようなことで、区域の工事ではなくて、専用設備ケーブルモデムの増設の工事というようなことで理解をしていただきたいと思いますように思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

そうなれば、大体意味はわかったんですが、要するに機械を入れるということですよ。要するに、藤津ケーブルさんとテレビ九州さんに機械を入れて、それで高速のブロードバン

ド、160メガ対応ができるような設備をつくると。それに対して市内両方とも50%のエリアを持つてるので、その事業に対しての50%っていうか、3社で割れば800万円だけれども、その半分を両方に補助をするということだろうと大体わかるんですが、ということは今現在有線が引かれてるところ多分ほとんどがもう同軸でそういう要するに機械だけかえれば、あと加入をすればそういう環境で多分動作環境ができるというふうに理解をするわけです。ここを一般財源で今回補助をしたということであれば、じゃあつないであるところはいいですよ、九十何%ということはたしか市内であるわけですね。つなぐ環境にあってもつながない方っていうのはいらっしゃるわけですが、つなぎたくてもつなげない地域っていうのが嬉野に存在すると思うんですが、その地域に関してはどれぐらいか把握してらっしゃいますか。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

このケーブルテレビができない地区というのは、インターネット自体、ブローバンド自体は100%加入なんですけども、ケーブルテレビで加入したくてもできない地区、松尾とか陣野、そういったところは何軒かあるということで把握はしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

ブロードバンドってさっきおっしゃいましたけど、それNTTの回線とかなんとかを使っ
てのっていうことですよ。（地域づくり課長中島文二郎君「そうです」と呼ぶ）ですよ。要するに、有線を使ってやろうと思ってもできない地域がまだあるということですよ。今有線を使っているんな嬉野の情報とかなんとかも流しているわけです、現に。あるいは、こういう動作環境も市税を使ってやろうとしてるわけです。確かに、いろんな面で市民にとっては非常に便利になりますし、小田議員の一般質問の中でもありました。要するに、定住促進、あるいはそういう企業誘致等をやっていく上でも、そういう環境が整うということは非常にいいことですよ。しかし、しかしですよ、そこに使おうと思っても使えないところがあると。そういうところの対応、これも当然必要かと思うわけです。そこら辺、市長今後そういう使おうにも使えないところの、いわゆる未普及地帯、今課長のほうがおっしゃいましたけど、下岩屋の松尾地区、あるいはたしか西湯岳の一部も行っていないかなと思うんです。あと、陣野地区とかそういうところのことをどういうふうに考えておられるのか。市長のほうにお聞きをいたしたい。ぜひこれはこれだけ整備をしていくのであれば、当然そういう未普及地帯というのがないようにしていくべきだろうというふうに思いますが、市長の考えをお

聞かせください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる利用できない地域ができるだけ少なくなるようにということで、以前から予算をいただいて今整備をしてきたわけでございます、そういう中で今課長が御発言しましたように、いわゆる松尾地区につきましては何とかすることができればということで、今既にもう検討をいたしておりますので、できるだけ早く行っていきたいなと思っております。ただ、陣野地区につきましては、いわゆるいろんな条件等が非常に厳しいわけでございますので、もうしばらく時間がかかるかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

17ページについてお尋ねをしたいと思います。

17ページの一番上の補助金なんです、地域共生ステーション推進事業っていうのが300万円計上されております。これは説明の中では、下久間に開設する分だということでありましたが、事業の内容についてお知らせをいただきたいっていうのが1点。

それからもう一点は、老人福祉費の中でケアマネさんが3名減額をされております。人材派遣の中に委託料として歳出をされておりますので、これはこの差しかえかなっていうふうに思うんですが、そのとおりに理解をしいのかっていうこと2点、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（片山義郎君）

まず、老人福祉のほうは嘱託職員さん1名が退職されますので、派遣職員に切りかえる分です。議員御指摘のとおりでございます。

それから、地域共生ステーションというのはぬくもいホームといいまして、15人程度の高齢者あるいは障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てのサービス、生活支援等の施設でございます。指摘どおり下久間に設置予定でございます。設置はNPO宅老所湯の田が設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

ただいまの説明の中で、老人福祉の中でケアマネさんの3人が減額されておるっていうことをお尋ねしたんですが、1人が退職されるから人材派遣に切りかえたっていうような聞こえ方をしたんですけど、その点についてもう一度。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（片山義郎君）

退職されるのは1名でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

退職されるのは1名であって、あと二名は人材派遣に変わったっていうことで理解をしいいわけですか。それとも一つ、人材派遣からは要するに1人退職をして、それからここでは3人分ですから、あと二人分はどこに流れていくのかなっていうふうな感じを持つわけですけれども、人材派遣で対応されるのか。そして、ケアマネさんが今回3人減額になる分は、この人たちは看護師の方であったのかっていうことをお尋ねをしたいと思います。

それから、一番上の要するに地域共生ステーションっていうのは、託老所っていうんですかね、老人のショートステイとかその他、そういうふうな事業っていうことで確認をしいいわけですか。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

お答えをいたします。

まず、地域共生ステーションですけれども、地域共生ステーションは託老所とぬくもいホームというのがあります。今回は、ぬくもりホームということで開設の準備をされておられます。ぬくもいホームというものの定義と申しますのは、これは県の事業としても、市の事業としてもございますけれども、その要綱で交付をするわけですけれども、ぬくもいホームというのはおおむね15人程度の高齢者、障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てなどのサービス、生活支援など多様な事業を実施することとし、また地域の交流、コミュニケーションを形成するための環境づくりにかかわる事業及び総合的に生活全般に係る情報提供や、相談を行う窓口サービス等の事業を実施する施設というような定義の仕方をしてございます。既に、設置がしてあるのは議員のお住まいの吉田地区の葦の里というのが同じ性質を

持った施設になります。

2点目の老人福祉費の予算の組み替えになりますけれども、これは今3人ケアマネジメント職としておりますのを1人分9月末で退職しますので、それ以降の分を減額して、それに相当する期間分を派遣でお願いをするということでございます。資格としては、看護師を予定しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

15ページの質問をしていきたいと思いますが、質問については負担金の九州新幹線西九州ルート建設事業に60万円計上されておりますけど、どのような事業か、まず1点お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

新幹線整備課長。

○新幹線整備課長（須賀照基君）

今回60万円補正をお願いしておりますが、当初10万円組んでおります。これにつきましては通常予算計上時点で、1月時点になりますけれども、財務省原案の内示の時点で鉄道運輸機構が予算内容を確定していないという状況でございます。21年度の財務省原案から各路線ごとの配分額が決定するというのが、大体通常3月ということになります。その3月の時点で補助金の交付申請を行いまして、6月の時点で国のほうから交付決定ということになります。鉄道運輸機構が地方自治体に予算執行計画を説明するのがその後ということになりまして、当初10万円ということでございますが、事業費ベースの300万円で県の3分の1と地方、嬉野市の10分の1、要するに30分の1が負担額となりますが、このときには概略設計の分の300万円がついておりました。今度補正をお願いいたしておりますのは、事業進捗ができておまして、水門調査200万円、地質調査600万円、環境調査200万円、図化、高速図化ですね、300万円、概略設計700万円、写図100万円ということで2,100万円の予算がついたわけです。2,100万円の30分の1ということで70万円ということでございます。これは前倒しの金額でございますので、全体額がちょっと前倒しをしたと、進捗状況により補正ということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

鉄道運輸機構の査定によって、先ほど申し上げられてましたように水門調査200万円とか、

地質調査200万円とかその配分によって60万円の計上をされておりますけども、それはよしとしてでも、今現状が政権交代がなりまして、新閣僚の大胆な発言が飛び散っております。そういう中で、国の公共事業を抑制するというところで、群馬県の八ッ場ダム、それと熊本県のダムですね、その川辺川ダムですか、これを全面中止をするということで、前原国土交通大臣が大きな声で断行するというふうなことで言われておまして、その後鳩山由紀夫首相が決めたことはきちんとやり抜く姿勢は非常に大事なことで、これが国民の約束であると、政権交代の約束であると、断行せろというふうな指示をいただいております、新幹線についても6月29日ですかね、トンネル工事が入りまして、これから新幹線の行方をどうするかということで、非常に行政としてもやっぱり動揺が広がっているんじゃないかと私は思っております。

そういう状況の中で最新情報ですが、整備新幹線の個別事業を精査するというところで、行政刷新会議で検討するというところで、前原大臣がけさ早々言うておられます。その中で前原大臣は、全国5路線、北海道、東北、北陸、九州、九州長崎ルート of 整備新幹線個別事業について精査をしていくというようなことで記事が載っております。既に、東北や九州など4区間では建設が進行中であるけれども、新たに精査をしていくというふうなことで言われておまして、2009年度の補正予算を見直すということで鳩山首相は言うております。そういうふうな中で、一般会計におきましては13兆9,250億円の全面的な見直しをやって、3兆円を確保する方向が調整に入っているということで、2009年度の補正予算には整備新幹線は50億円が予算が計上されておるという状況の中で、非常に新幹線の行方が厳しくなったのではないかと思っておりますけど、そのあたりは市長どのようなお考えをお持ちであるのか、その点をお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

前原大臣の発言はそのようなことでありましたので、着工している区間につきましては、精査されましても進んでいくんじゃないかなと期待しておりますけども、いわゆる今回予算つきました未着工部分ですね、諫早長崎間とか、それから北陸新幹線の部分とか、そういうものにつきましては若干見直しが出てくるのかなと思っておりますけども、しかしながら私どもの西九州新幹線につきましては、やはり長崎、佐賀両県力を合わせてやってきたわけございまして、長崎県側の民主党の議員さん方はもう促進ということで一生懸命やっていたわけございまして、西九州ルートにつきましては私は継続していただくものだというふうに思っております。ただ、未着工区間というのがきのう文書が出ておりましたので、私どものほうで未着工区間といいますと、いわゆる諫早から長崎までということになるわけ

でございます、そこら辺につきましてはやはり長崎県側と一緒に運動をしていって、最終的な長崎までの完成ということについて努力をしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。私が今県とも十分連絡はとっておりますけど、県のほうもそのような見方でございますので、私どもの着工した部分につきましては、ぜひ順調に進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

市長は先ほどは進めているところについては進めさせていただきたいという願望ですけれども、幸いにして長崎の代議士については、長崎2区ですかね、福田衣里子さん、この方が久間元大臣を破って、そしてまた整備新幹線のプロジェクトチームの座長、この方が津島雄二さんか、この方が勇退されて新幹線の本当の骨組みをやっぱり牽引してきた方たちが政界から引退されてしまったということで、長崎の民主党の議員4名いらっしゃいますが、山田さん、宮島さん、高木義明さんは推進というようなことで言われておりますけれども、そのあたりを踏まえてどちらのほうに、佐賀県としては新幹線については民主党のお二人の方については市民の、県民のやっぱりもっともっと議論を深めていくべきだというような結論をいたしておりますけれども、今後どのような角度の中で推進対策を講じていかれるのか、市長その点お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

そのことにつきましては、県議会のほうでもきのうまでやったですかね、一般質問があったので拝聴してきたわけでございますけども、数名の方が御質問しておられましたけども、やはり県といたしましても今私お答えしたとおりで、やはり着工している部分につきましては順調に仕事が進んでいくように、引き続き要望をしていきたいと思っておりますので、当然佐賀県の選出されました民主党の議員さん方にも今までどおりお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今西村議員言われましたけど、いわゆるコンクリートから人へということで、公共工事の

見直しというのがあるかと思うんですけども、私がちょっと危惧しているのは佐賀県の政権に立ってる人の考え方ですね、これ変わると思ってます、はっきり言って、民意が変われば。そういうふうには私は踏んでおります。しかし、促進期成会としても市長が推進という立場であるならば、何らかのアクションを起こすべきだというふうに思うわけです。そこら辺についてどのようにお考えなのか。再度その、永田町に行くかどうかは別問題として、新たな考え方もやっていかないかんのは事実でしょ、推進するならばですよ。ぜひそこら辺についてはどういう促進期成会を今後やっていくのか。

それと、担当課長にお伺いしたいのは、今後の負担金についても通年ずっと建設が終わるまでこういう負担金があるというふうに判断をしていいのか。今回でその2,100万円のうちの30分の1という、これで終わるっていうふうに考えていいのか、そこら辺だけ御答弁お願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、きのうの大臣の発言でもまだ状況的にはよく決定したお話ではないわけでございますので、私どもとしてはやはり機会をとらえて推進についてはお願いをしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。（20番山田伊佐男君「いや、だから期成会としてどうふうに進んでいくか。期成会としてのアクションはしないんですか。促進期成会」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

期成会っていうのは、2つぐらい期成会があるわけでございますけれども、現在知事を先頭に期成会等もつくっておるわけでございますが、一番中心は民間の期成会のほうが大きいわけでございますので、これは県1本でつくっておりますので、そこらの方と一緒に打ち合わせにいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

新幹線整備課長。

○新幹線整備課長（須賀照基君）

負担金が続くのかということでございますが、今年度につきましては最終的な決算時点の金額の若干の動きはあるかと思っておりますが、あと年度ごとの負担金は明かり区間のうちの負担

区分1. 239キロの部分の工事関係が発生した場合には、負担額があるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

市長にちょっとお尋ねなんですけども、いわゆるその政権与党の前原国交省大臣ですか、は国交省大臣としての発言をされとるわけですね。民主党について分析してみると、賛成、反対いろいろなんです。西九州ルート、福岡県も賛成の人もおられます。佐賀県はやや慎重反対、長崎県はほぼ賛成という。民主党の中でも賛成反対の意見が違うわけなんです、あの諫早干拓の問題にしるですよ。この矛盾点というのは、やっぱりちょっとおかしいなというふうに私としては思うわけです。統一した党としての見解がなぜなされないのかっていうのが不思議でならないわけなんですけども。とりあえずそういうことはいつも岡田幹事長の幹事長時代に言われたのは、その公共工事については精査していかなくてはならないけども、民意によって考えていくという発言もされとるわけですね。いわゆるその地区の世論が高まっている、要望している事業については、やっぱり慎重にせざるを得ないということだろうと思うんです。

そういう意味で、私はもし市長がつくるとするならば、そういう意気込みがあるとするならば、促進期成会をやっぱり嬉野の促進期成会、ここをもう一回再構築するべきやないかというふうに思うわけです。私は無責任に政党が無駄だからやめるというんじゃないで、私は逆に言えば鹿児島ルートができると西九州の観光浮揚はできないわけですね。じゃ、公共工事を少なくするというならば、それにかわる新たな観光施策なり観光誘致施策の国としての政策を出すべきだというふうに、私はそういう発想でいつも思ってるんですけども、そこら辺についてもどう流れが変わるかわかりませんが、そこら辺について市長なりそれなりの対応というのをやっぱり考えていくべきじゃないかと、考えてどういうふうな発想で誘致とするならば、いろんな行動を展開していくかっていう部分はやっぱり検討しとくべきだと思いますので、そこら辺の最後お気持ちだけよろしくお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の動き等もずっと注視をしとるわけでございますけども、いろんな発言を今までもずっと聞いてとるわけでございますが、その中止ということは一切出ておりませんので、私としてはもう当然着工して進んでる新幹線でございまして、継続をされるというふうに考えて

おりまして、そこら辺については今進めておりますまちづくり等については変更なくやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、県の見解も全くそのようなことでございますので、もし変更等、変化等があれば、もちろん連携をとり合って要望等もしていきたいと思えます。ただ、今のような政権が変わった中で、もう以前みたいにその要望活動とかそういうものが成り立っていくのか、もう少し様子を見ないとやはり私どもとしても動く方法がですね、変わるということになればそれに対応した形でまた運動をしなくてはならないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。（20番山田伊佐男君「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

14ページの報償費、この古湯温泉管理アドバイザーそれから対策アドバイザー、22ページに古湯温泉ということで賃金も計上されてます。中身的には若干違うんですが、どちらも古湯温泉に関連しますんで、もうまとめてお尋ねをしたいんですが。それで、14ページの報償費のこの管理アドバイザーとか活性化対策アドバイザーのどういうことをされるのか、そしてどういう方をお願いをされるのか。そして、22ページについての賃金はどういうことを賃金を支払うかですね。これは今度の緊急雇用対策ということで雇われるわけですので、どういうことについて利活用の検討って、これ多分1人の分だろうとは思いますが。

○議長（山口 要君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えしたいと思います。

まず、14ページの報償費の今回12万円の補正です。古湯温泉の運営管理アドバイザー9万6,000円と連携活性化対策アドバイザー2万4,000円ということです。

まず、上のほうの運営管理アドバイザーです。こちらはどちらかというと、経営のアドバイザーっていうふうにもとらえられるかもわかりませんが、実は古湯温泉の基本構想、基本計画をつくったときに九州電力さんが主になってつくっていただきましたけど、そのメンバーの中にある大手の旅行代理店の方も入っていただいております。そういうつながりもあって、完成後ぜひいろんな嬉野温泉の活性化のために役に立つなら何かお手伝いをしたいというお話がございましたので、今回アドバイザーとして来ていただいて、そういう古湯温泉を核とした周辺の活性化づくりなどのアドバイスをいただけたらというふうに思います。特に、周辺はすぐ対岸が温泉公園でございますし、また周辺はいろんな散策できるものもあると思いますので、これはちょっと福岡の方なんですけど、特に市外からのお客様は福岡か

らのお客が多いんじゃないかということで、そういうことでお願いしたいと思います。

2番目の連携活性化対策という、載っております。これは古湯とやはり周辺の旅館、商店さんとの連携をどうやっていこうかということで、特に古湯温泉ができるとお客さんは来ていただけたらと思いますけども、やっぱり滞在時間を何とかつくってあげないとお客様はふえないんじゃないかということで、おふろに入って、また周辺のお店なんかの店づくりですね。特に、食事の提供なんかをアドバイスしていただければということで、こちらの方については佐賀のほうのTMO、NPO法人ですけど、TMOのほうにお願いしたいというふうに考えています。

それから、22ページの労働諸費の中に今回賃金を5カ月分お願いしております。緊急雇用創出基金事業ということで、今言いましたいろんな活性化対策が必要ですので、その補助をしていただくというのと、ちょっとうちのほうが今人員が2名しかおりませんので、内部的な事務をちょっと手伝っていただくということで、今回補正をお願いしているところです。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

まずは、14ページの方でいきますと、管理アドバイザーっていうのは次年度からですよ。22年度から正式に開業に向けての経営的なアドバイザーというふうな御説明だったと思います。その下の連携というのは、あくまでも商店街との全体的なこととまずお聞きをしたわけなんですけども、意味的には十分理解をするわけなんですけども、経営アドバイザーっていうのが旅行会社の方、この方でもいいのかなという、ちょっと私的には余りよくわからないところもあるんですけども、経営について旅行会社の方だけで本当にいいのかなというふうな気がするわけです。それをするなら、逆にあとこういう浴場関係、いろんなこういうふうなありますよね、施設が。そういうところを今経験されてる方とか、経験をされた方とか、そういう方も逆にもう一名とか2名とか入られて、そして経営について本当にああ私的には古湯温泉が確実に黒字経営ができるということにはちょっとにわかには信じられないわけです。これをつくるときから、多分赤字経営っていうのは間違いないだろうと。ただ、赤字をいかに縮小するのが一番大事だろうというふうなことで、以前からも申し上げた経緯があるわけなんですけども、そのあたりについてもうちょっと人員的な配置が必要じゃないかなという気がしますし、活性化対策が金額にすれば2万4,000円ということは、費用弁償でいけば多分3回程度、多くても3回程度なのかなという気がするんです。商店街と古湯の連携を考えたときに、それぐらいで本当に古湯を中心とした散策ルートの確定であるとか、協力であるとか、そういうことが本当にできるのかなという気がするわけです。逆に言わせれば、もうちょっと私は回数をふやすために報償費はもっと上げるべきじゃないかなと、です

よね。そういうふうな感じで私は思うわけです。その22ページではこのアドバイザーお二方に対する補助員としてということですので、今のところどういう方なのかということも、今御答弁いただいてないわけです。ですよね。だから、緊急雇用ということになっております。そういう中で本当にこういうアドバイザーをできるようなある程度専門的な方じゃないと、この補助員っていうものも務まらないじゃないかなっていう気がするんですが、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、経営のほうですけど、今浴場関係の経営っていう専門じゃないですけども、もう一つ活用会議っていうのを今立ち上げておまして、そこの中でも結構いろんな御助言をいただいております、そちらのほうと連携したところっていうことになるとと思います。ただ、今回来ていただくアドバイザーの方については、ちょっとお話をさせていただきますと、今の旅行に行かれるお客様を今までは居住地から目的地まで運ぶだけだったと。お客様を連れていくということだけをやっていただけ、今はお客様のニーズに合わせて、その目的地のニーズに合わせたそのいろんな物づくりかれこれまで手をかけないと、なかなかお客様は満足していただけないというお話をいただいて、特に古湯温泉がもう御存じのとおり浴室だけということですので、どこの温泉施設もそこにはトレーニング室があったり、マッサージ室があったり、また宴会ができるような施設があったりと、いろんな複合施設みたいなのが今はやってるわけですけど、嬉野はそうじゃないということで、お客様が楽しめるようにしていただくにはやっぱり古湯の外のほうを、周辺にやっぱりそういうのをつくっていかないとなかなか満足していただけないんじゃないかっていうふうに思いますので、そういうちょっとアドバイスをお願いしたいということです。9万6,000円ですので、回数からいいますと算定では6,000円の16時間分ということですので、半日ずつで4回来ていただけるかどうか、その辺はまた交渉したいと思います。

下のほうの連携活性化のほうですけど、これは一応6,000円の2時間の2回分と見ておまして、商店街に対してはちょっと不足してるんじゃないかということですけど、実は商工会のほうでも今県の補助をいただいもらって、こういう事業をしていただいておりますので、それと融合してできればというふうに思いますので、そちらのほうも恐らくどなたかのアドバイザーか専門の方がつかれると思いますので、その方と連携という形になると思います。

あと緊急雇用で今回来ていただくということで、今まだ人選を行っていませんけど、この事業での雇用ということになりますと、公募するということになりますので、予算が通れば

10月にハローワークで募集をかけるということになります。なかなか期間が短いというのと年の途中ですので、応募していただける方があるかどうかちょっと不明なんですけども、やっぱりこういうところの経験がある方に来ていただければというふうに考えております。何ていいますか、理解していただいて、考えていただける方が応募していただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

14ページの分については、おおむね理解をいたしました。そのあたりのやはりお互いの結局出てきたところが違うわけですので、うまいぐあいに連携をしていただければ、少ない予算の中でそしたら運用ができるのかなという期待をしたいと思います。

22ページの緊急雇用、今言われたようになかなか厳しい状況じゃあるんじゃないかなという気がするんですが、ちなみにこれ言い方を変えれば5カ月分しかないですよ。短期間だけの雇用にしかならないわけなんですけど、言い方を変えれば今回雇用をすることによって22年度まで、結局1年と5カ月継続的に雇用をするという方法はないのかと思うわけです。というのは、やはりオープンするまでも大事ですけども、オープンしてからいろんな問題が多分出てくると思います。そこで、やはり前回のこともある程度御存じの方が1人いれば、いろんなこういうふうな活性化委員会だ何だっていうところに、やはり以前からのこういうふうな流れっていうものをちゃんとお届けできるというふうな気がするわけです、第三者的な立場の中で。だから、次年度に絡んでくると思うんですが、私はこういうふうにされるのであれば、次年度までというふうな継続的な雇用であれば、逆に人材的に何とか確保ができるんじゃないかなという気がするわけなんですけど、こういうふうなことについてはいかがでしょうか。あるいは、答弁ができなければ市長でも結構ですし、どちらかお答えください。

○議長（山口 要君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えします。

うちとしてもぜひ開業後もこの方には来ていただきたなどは考えております。ただ、この基金事業の要綱に沿ったところでのということになりますので、これが最長でも1回更新ということになりますので、次の更新を新年度ということになりますから、それで可能かどうかですね、ちょっとその辺また確認する必要があります。あと古湯のほうには、一般質問でも答えましたように十数名の人員の配置が必要ということになりますので、非常に雇用体

系っていいですか、そういうのもちょっと今いろいろ法的にも照らし合わせて考えているところですので、うちとしてはこの方継続して来ていただければなというふうに考えているところでは。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（6番副島孝裕君「関連で」と呼ぶ）6番副島議員。

○6番（副島孝裕君）

また古湯温泉に関連するところでお聞きしたいのですが、アドバイザーということで2件の予算計上があります。今の説明によれば6,000円の16時間ということですから、大体2回分程度かなというふうに解釈をしますが、せっかくのアドバイザーのアドバイスを受けられるわけで、基本構想からの関連でそういう構想時からかかわり合った方というような説明もありますが、こういうアドバイザー制度っていうのは県とか国とかいろいろ制度があって、意外とそういうような費用を県が見てもらおうとか国が見てもらおうとか我々ではあるとですけども、こういう場合はそういう制度は利用でけんのですか。

○議長（山口 要君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えします。

今国、県いろんな支援事業がございまして、何ていいますかね、町の活性化に対してはいろんな支援があります。これが非常に今国が言ってくるのは、実施主体をほとんどがもう民間の団体に絞られてきております。例えば、まちづくりの団体とかNPOとか、ちょっとうちも探してはみたんですけど、市が主体となってやるというのはちょっとなかったものから、今回単独ということなんです。それと、これは開業が来年ですので、今年度はこの額にしておりますけど、開業後もいろんなアドバイスが必要になってくると思いますので、またそれはそのときに新年度でもお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

今開業後もというふうに言われましたが、これはもう来年の3月にオープンするわけで、つくってしまえばなかなかその辺が施設に関してはもうどうしようもないと。ただ、先ほど説明の中では周辺整備、特に食事の店とかそういうのは当然これ整備しなければいけないというところでしょうけど、やはりもう半年もない時期であるし、せっかくのあのアドバイザー

一制度で、これぐらいの費用で本当にちゃんとしたアドバイスを受けられるのかなとちょっと私は危惧するわけですが、その点担当としてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

古湯温泉課長。

○古湯温泉課長（三根清和君）

お答えしたいと思いますけど、そうですね、費用的にどうなのかということですけど、特に2番目のほうです、連携活性化のほうがちょっと2回分しか見ていませんけども、これちょっとうちのほうの古湯温泉課で予算計上しておりますけど、もし不足するというのであれば、また観光商工なりの予算があれば、そちらのほうでももし活用させていただければというふうに思っております。

以上です。（6番副島孝裕君「はい、よかです」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款、労働費までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時21分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

歳出23ページから34ページまで、第6款、農林水産業費から第11款、災害復旧費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

25ページですね、観光施設費の中で委託料として30万円、パーキングシステム保守とありますけど、これ場所とか今まであったとしたら利用状況とか全くわかりませんので、その説明をできますか。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

これについては古湯温泉の第1、第2駐車場のパーキングシステムとなっております。このパーキングシステムについては、昨年10月から開設をしております。ことしの9月、今月までに1年たつということになっておりますけども、1年間においてはいわゆる保守のサービス期間という形で今年度残りの半年分ということで計上しております。利用実績につ

いては、決算のその主要な成果の説明書の中にも記載をしておりましたけども、2,095台でしたか、2,095台の利用実績となっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ということは、駐車場に自動的に何かお金を入れるというか、そういうふうなシステムがその古湯温泉の近くに備えつけちゃうわけね。私も嬉野のほうには余りなかなか行くこともなかもんじゃけん、これが初めて今聞いてわかりましたけど、大体わかりました。このことについてはあとどなたが関連質問でもう一回。（11番神近勝彦君「関連」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

関連。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

御指名を受け取りましたので。

第1、第2だろうということで大体予想はしとったんですが、9月までで保守が切れるっていうことが事前にわかっとうわけでしょ。何でここでまた出てきたのかなっていう気がするわけです。2年にまたがっているからっていう理由なのかなという気もするんですが、そのかわり21年度の3月までの保守っていうものは、またそこで必要になる……10月やったら、また来年の10月ですよ。ですから、そのあたりの考え方っていうのは、やっぱり2年間にまたがったというふうな考え方で考えていいのか。それとも、当初でわかっているわけですから、ある程度結局3月までの分と、今度は3月分までですよ。3月分まで本当は上げておくべきじゃなかったのかなという、ちょっと疑問点もあるんですが。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

当初予算で計上しておいたほうがよかったという部分もあるかもわかりませんが、一応去年の中途からことしの中途までという形になっておりましたので、年度を合わせるといような中で、今回ちょっと補正という形で半年分の予算計上をお願いしております。これについては残りは一応年2回の保守をお願いするという形で、1年間通したら4回の保守点検という形で行うことになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

31ページと32ページは余り変わりませんが、教育振興費ですね。これ内容的なものはどう
いうものかと、それから対象の人間は何名ぐらいか教えてくれませんか。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

31ページ、20節の扶助費でございますけども、これは就学援助費と就学奨励費の補助でございまして、就学援助費につきましてはいわゆる要保護ですね、要保護の世帯の子供たちに対しての教育補助でございます。それから、就学奨励費につきましてはいわゆる特別支援ですね、知的障害とか情緒障害、そういうふうな特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援措置でございます。

今回補正をいたしておりますのは、まず初めに就学援助費でございますけども、これは五町田小学校の新規の1名の分でございます。（9番織田菊男君「何名」と呼ぶ）1名です。それから、久間小学校の援助費でございますけども、これは新規の4名分でございます。それから、就学奨励費につきましては久間小学校の同じく2名の分でございます。それから、就学奨励費、吉田小学校ですね、これは新規の3名の分でございます。

次の32ページの中学校費の教育振興費でございますけども、これにつきましては就学援助費が大野原中学校ですね、これは新規の1名分でございます。それから、吉田中学校の就学奨励費ということで、これも新規の2名分でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

新規はわかりましたが、補正前が1,403万8,000円ということになっておりますので、この新規じゃないほうの人員をちょっと教えてくれませんか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時36分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

済みません、全体的な人数についてちょっと今20年度を間違っただけで持ってきておりました。後だってまた報告いたしますので、済みません。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。田中政司議員。

○7番（田中政司君）

それでは、質問をいたしますけれど、まず商工費の中のページ25ページの中の観光施設費、この中に経済危機対策臨時交付金ということで低燃費公害車の購入ということがあるわけですが、これについてどういうふうな車を買われるのかということなんですが、それとこの経済危機対策交付金っていうのが6月に上がったわけですね。そういう中で、これがいわゆる入札等の減なのか、そこら辺で今回一般財源化されて、たしか徴税費、商工費、消防、教育等においてこの交付金活用として、私の計算でいくと1,300万円ぐらいですかね、があるわけですが、ここら辺の経緯っていいですか、2億7,000万円たしかあったと思うんですね、6月で、程度ですね。その中で、今回1,300万円ということが経済対策交付金として一般財源で使われるわけですが、ここら辺の内容を御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

まず、観光商工関連だけという形で答弁いたします。これについては市内清掃等してあります軽トラックです、の購入を6月でしました、その経済対策交付金ですね。今のところ一般財源という形で予算計上しておりますけども、入札残を利用した中で経済対策交付金の中のいわゆる地球温暖化対策という中で購入をするということで、軽トラックの購入費ということで計上をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

経済対策交付金でございますけども、6月で2億7,000万円の予算を承認いただいております。この分につきまして入札残等が出た場合につきましては、9月の議会において補正された分までについて該当していいですよというふうな条件がございます。そういうことで今33事業を取り組みをいたしておるところですが、実際事業が完了したのが5事業ぐらいです。まだ全部入札完了しておりませんので、最終的な入札残が幾らになるかわかりませんが、この入札残を見込んでこういうふうな新たな事業のほうに取り組みさせていただいているところ

です。それで、今回につきましては、財源としては全部一般財源扱いをしております。額が確定してない財源の補正といいますか、これをお願いするようになりたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

そこら辺難しいところはあろうかと思いますが、いわゆる33事業のうち5事業が今済んでいると。あと28事業に関しては、実際まだ入札が行われていないっていうふうに思うわけですが、そこら辺を見込んでこの1,300万円っていう今回のこの提示ですよ。ここら辺が仮に、じゃあ余った場合、いわゆる入札減が生じて余った場合にはこの2億7,000万円の交付金で残った分ですね。これ9月までって言うたわけですよ。9月の議会までに調整をなさっていうことで、もうじゃあ余るか、あるいは足らなくなるかっていうことになるかと思うわけです。そういう中で、もし余った場合はじゃあどうなるのか。あるいは、もしですよ、これが足らなかった場合、ここに1,300万円ということをしてありますが、これ足らなかった場合はもう当然一般財源として事業を行うのか、そこら辺の判断っていうのはどういうふうになるわけですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

今のところの見込みといたしましては、今確定しとるのが120万円ぐらい事業的には確定をしております。あと今の段階で見込まれてるのがあと三百万円ぐらいです。近々入札予定されてる分ですね、9月、10月の分を含めるとあと三百万円ぐらい出る。その後の分がまだ不透明なところございまして、余るといふようなことはならないと予想をしております。もし不足の事態が発生した場合、この事業自体が大体100%事業ということになりまして、幾らか不足した場合にはもうやむを得ませんが、一般財源を活用しての事業執行というふうになります。当然この事業というのは必要な事業ということで、ここで計上させていただいておりますので、補助事業にかかわらず取り組みたいというふうな事業ということになりますので、一般財源を活用してでもぜひお願いしたい事業であるということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

わかりました。この交付金ですから、当然足りないっていいですか、余ることがないようにこういう当然計算をしてそういう見込みでやられたというふうに思うわけですが、

ぜひしっかりやっていただきたい。この事業の今回の1,300万円の事業なんです、これについてじゃあ前回の6月議会で出た33事業の以外に今回これだけ出されてるわけですが、これをじゃあこれをやろうという決定をされた、その根拠っていいですか、そこら辺のことに關してはじゃあこういうのをやろうということ決められた根拠、これについて最後に、これ見ますと農林関係とか全然出てないわけですよ。そこら辺の今回のこの決定根拠についてお聞きいたします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

6月の事業開始の際に各課から要望を聞いております。その際約80事業が上がってきております。金額的には11億円の事業費というふうになっておりました。そういう中で、33事業の2億7,000万円ということで絞らせていただいております。そういうことで今回入札残の予想いたしまして、その事業、6月の事業の際に乗せることができなかつた分を重点的にここで再度取り上げたということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

30ページの教育費ですけれども、まず8節と11節です。小学校のフッ化物洗口ということで今回上げられておるわけです。このフッ化物洗口については従来まで決算の特別委員会あたりでも委員会の意見として出されてたわけです。フッ化物洗口については賛否両論ある。したがって、慎重に対応されたいということで、慎重に対応されて今日まで来られたわけですけれども、今回一気にこの小学校でいわゆるフッ化物洗口、フッ素洗口を行うっていうふうになっておるわけです。その対象者は全学年なのか、ぜひそこら辺についてはお答えをいただきたいと思います。

それと、佐賀県においてこのフッ化物洗口が全国1、2位ぐらい普及率なんですよ。都会ではほとんど行われていないという実態があるわけです。御存じのとおり、このフッ化物洗口については賛否両論あるのも事実です、歯医者さんによって。なぜその佐賀県がこれだけこのフッ化物洗口に意地になって取り組むのか。このフッ化物洗口は1970年、私が18歳のときに始まるとのわけです。そのころは思い出せば粉末の歯磨き粉、歯磨き粉が切れたときは塩で歯磨きしてたわけです。そのときは物すごく多かつたわけです。しかし、今日、きのうもナフコで歯磨き剤を調べましたけれども、90%以上がフッ化物が入るとのんです。そのようなことから、子供たちのそのいわゆる虫歯っていうのはもう少なくなつてるわけです。

だから、そういう状況の中になって、あえて今さら40年前始まった分を学校の中でせにゃいかんのかっていうのが不思議でならないわけですけども、そこら辺についてあえてやろうとしたその原因は何なのか。

それともう一つは、20市町村ありますけれども、その虫歯の保有率っていうか、小学校に占める割合というのは何番目ぐらいに虫歯の多い市なのか、そこら辺も含めて御答弁をいただきたいと思いますし、ちょっと長くなりますね、ちょっと待ってください。

それともう一つは、いわゆるWHOですね、世界保健機構はこのフッ素洗口について勧告をしとるわけですね。その勧告の中身について御存じだと思いますけれども、またもう一つはフッ素洗口のガイドラインというなるものが発表されてますけれども、その中身にこのフッ素洗口をする年齢について言及がされてます。その分について十分把握をされてるのかどうか、そこら辺も御答弁いただければと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、フッ素洗口についての導入についてでございますけれども、過去議員さん発言のように、嬉野市では嬉野町時代ではやはり保護者の理解を十分得ることができなくて実施をされておりました。ところが、ことし急にということやなくて、これまでも県下の状況、子供たちの状況等を見ながら慎重に導入をしていこうということで考えていたわけです。

まず、平成19年度の嬉野市の小学校の段階ですが、学年としては小学校1年から6年生までを実施対象としたいというふうに思っております。（20番山田伊佐男君「1年生から」と呼ぶ）小1から小6です。全校生徒を対象にしたいと思っております。

それで、平成19年度の虫歯の状況でございますけれども、佐賀県平均が72.2%です。そのうち嬉野市内の小・中学校7校が県より高い状況です。一番高いのが96.3%、80%台が5校、75%台が1校であります。県よりも低いのは1校の69.4%で、わずか2.6%ぐらいの低い差であります。そういう状況がございます。

それから、国民的運動といいましょうか、21世紀における国民健康づくり運動っていうのが健康日本21というのがございますけれども、その中でやはり8020運動という部分が出てきております。そういう中で、いわゆる虫歯予防の方法としてフッ化物洗口について非常に飛躍的に効果があったというふうなことで出てきております。したがって、予防歯科としての目的よりもむしろあくまでも健康増進という視点で取り組んだほうがいいという結果が厚生労働科学研究所の結果からも出てきております。

それから、私もこの年になって同窓会を4年に1度やっておりますけれども、4年に1回会う同級生の中でもう入れ歯になってしもうたばいというのがあるわけですね。それが2年

前と4年前とすれば随分進行しております。そういう中で、やはり自分の歯を一生持ち続けるということの大切さ、自分の歯で食物を食べる大切さっていうのはやはり非常に大切ではないかというふうなことを思っております。そういった意味では、やはり健康について小さいときから健康意識を持たせるっていうことも非常に大事なことではないかというふうに思っております。

それから、フッ化物洗口の公衆衛生的な方法として、やはりすべての人に平等に歯の健康を供給する方法として非常にすぐれた方法であるということをおもっております。そういった意味では、ここ学校でやっていくということも、集団的にやっていくのも非常に効果があるというふうなことを思っております。

それから、歯の入れかわる時期が、やはり乳歯から永久歯にかわる時期がこの幼稚園の後半から小学校、中学校に向けてでございますので、その時期にやはり実施をするというところで、まずとりあえず小学校のみで実施をしていくというふうなことを思っております。

それから、あと文献あたりで読んでまいりますと、虫歯になる要素っていうのが3要素ございまして、まず1点目で見ますと、細菌、歯垢の除去っていうんでしょうかね、これは方法としては歯磨きで十分取れるんでありますけども、しかし奥歯とか見えにくいところについては十分落ちにくいという予想もございまして。それから、あと糖分を控える、糖分の摂取を抑えるという部分もございまして。しかし、この糖分の摂取については子供たちにとっては甘いものはちょっと好きでございまして、それを摂取を避けるというのは非常に難しい。いわゆるお米の中でもありますとか、そういうものにもあるわけでございますので。そういったところでいくと、やはり一番は歯の質を強くしていくというところで予防策としてフッ化物が導入をされてきているというようなことで、この虫歯になるためにはその3つの要素が絡み合ったときに虫歯になるという状況が報告書で見られます。したがって、その3点の中で一点でも解消するというところが非常にいいのではないかというふうに思っております。

それから、あと私考えている中で申し上げますと、学校でなぜするのかという部分あたりで考えてみましたときに、やはりフッ素洗口のでいきますと、先ほど議員さんが話されましたけれども、歯磨き粉の中にフッ素入りのものは随分あるわけでございます。しかし、嬉野の地域的な状況からしてみれば、やはり家庭で十分やってほしいということにしたときに、本当に子供たちに徹底ができるのかと。いわゆる地域的な視点からすれば、やはり学校で改めて取り組むことが非常に必要ではないかというふうなことで、そういったもろもろのことの総合を判断いたしまして、今回フッ素洗口ということで取り組んできたところでございます。

そういった意味では、今学校の管理職の校長先生については小学校8名おりますけれども、7名は過去前任校で実施をしている学校に勤務をしております。教頭もおります。養護教諭も3名はおります。そういう職員の中にも多くの経験者がいるわけです。そういう環境の中

で、いわゆる数年前とは随分違った状態でありますので、そういう状態でありますから、十分配慮をした形で取り組んでいきたいというふうなことで、今回予算をお願いしているというところでございます。

以上です。（20番山田伊佐男君「WHOと洗口ガイドライン。WHOの年齢的な」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（蒲原知愛子君）

お答えいたします。

WHOのフッ素洗口についての勧告につきましては、私は今ちょっと手元に資料を持ち合わせませんが、フッ化物の使用方法についての何ていいたいでしょうか、技術的な助言がっているものと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

具体的に説明をいただきまして、佐賀県の中で嬉野がやってなかったもんですから、県で一度有名になりました。なぜやらないんだろうという。一応都会では、昔はフッ素は劇物、劇薬って言われてたわけです。薄めれば劇薬でないって言われてる人もおられる、いろいろ考え方あるかと思うんです。そういうことから、都会ではこの問題があるということで、ほとんど実施されてないわけですね。また、保護者の方もかなり知識がえられる方があっておるのも事実であって、なかなか実施されないと。佐賀県はどんと来るっていうのは、いろいろ判断はありましようけど、それなりの理由があるんでしょう。

それはいいとして、まずWHOの関係ですけれども、いわゆるその年齢的な分に触れてあるわけです。WHOの世界保健機構のフッ素洗口に対する勧告、その中を見れば6歳未満のフッ素洗口は危険であるからしないほしいと。6歳以下は絶対しないでくれと。それで、8歳以下も危険であるからしないでください、8歳以上だったらいいでしょうという勧告なんです。そこら辺からいくと、小学校1年生からといたら、この保健機構の勧告に対してちょっと若干違うんじゃないかと。あえて危険なのにやっていくのかと。世界保健機構はどのように危険だっかっておるわけですね。だから、注意してしなさいと。

そして、フッ素洗口するに当たっては、いわゆるうがいの練習をしなさいと。片一方では、安全だっかって言いながら何でうがいの練習をさせないかんとですか。安全だったら、そのまま一気にうがいさせていいやないかって思うわけですけども。何か危険性があるからそういう指導が、フッ素洗口のガイドラインの中にも載っておるわけです。そこら辺についてど

うお思いなのか。

それともう一つは、いわゆる3つの話をされました。歯垢の除去と糖分の摂取と質を強くするという部分については、家庭で十分できるわけです。以前の嬉野町の中の議会でも申しましたように、市販のフッ素洗口の、市販の物を売ってあるわけですよ、はっきり言って。じゃ、なぜ学校でしなきゃいけないかということだと思ふんです。公衆衛生とか、あるいは歯の保健施策として市が学校でしなさいということになるわけでしょうけど。じゃあ、そのフッ素洗口が例えば学校でしなさい、これは昼間にしなさいっていう根拠が何かあるんでしょうか。私が言いたいのは、今家庭でやればできるじゃないですかって言いたいわけです。フッ素洗口に対する考え方として。そういう歯磨きもフッ素が入った歯磨き粉もあるし、フッ素洗口をする物も売ってあるじゃないですか、薬局に。となれば、家庭ですりゃいいやないですか。そんな家庭でそのしつけができないような親ばかりなんじゃないでしょうか。そうやないと思ふんです。私どもが1970年の時代は歯磨きの指導なんて受けてませんでした。今かなりの家庭で子供さんに歯磨きをしてやったり、私のとき朝しか磨いてませんでした。今は晩まで磨くようにしちゃあとです。そのように、家庭ではかなり歯磨きに対する考え方は違ってきとるんですよ。私が言いたいのは、学校は教育をする場であって、何でこの以前1970年ぐらいの虫歯の多かったときの時代の40年前の話を、今あえて学校の現場でせにやいかんのかということです。そういうものですよ、もう現場でごちゃごちゃやって、わざわざ薄めるとに学校の先生は劇薬やから大変やからといって、薬剤師を使うて運んできて、そして3分間うがいさせて、その洗った器具を衛生的に問題があるからちゅって乾燥機まで買って、という話。

私は最初にちょこつとやらせてもらおうと、有明西小学校が最初佐賀県で始まりましたよね。それで、確かに虫歯率は少ないそうです。その先生と1時間にわたって話もしました、常任委員会でも言いましたけどね。その方が言われるには、いわゆるフッ素洗口だけでは防げないんだと。やっぱり基本は歯磨きなんだと。こういうことを言われてね。とか、あるいはお茶でのうがいだとかという話をされました。あえて何でこげんせにやいかんのかなど。鹿島小学校の先生に聞いたら、昼間すると物すごく大変ですって言ってますね。給食食べさせて、フッ素洗口して、その片づけして、もうばたばたして、そして給食時間もそやけん短うせないかんとか、もうすべてのものに影響してくるわけでしょう。そいぎ、朝すりゃよかやないかっていう話になるわけです。朝なら家でしてこいってなるわけです。そこら辺について導入については県からも強く言われていますので、あえては言いませんけれども、最後に申し上げたいのは現場がどういうふうな形で対応されるかです、問題は。だから、私は反対ですけども、現場と十分学校の先生方と協議をされてもう一回ですね。それともう一つは、保護者に対してもそれなりに説明をされて、そして希望者についてだけするっていうような方向性をぜひやってほしいということなんですけど、やってほしいという気持ちです。御答弁

があればどうぞ。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますけども、実はここに佐賀県の歯科医師会のう歯予防のフッ化物応用マニュアルっていうのがございますけども、この資料の中でも見ますと年齢のことについても触れてありまして、フッ化物洗口については3歳、4歳児から理想は高校生までという資料がきちっと出ております。

それから、フッ化物塩化ナトリウムについてはそのもの薬事法的に見ますと劇物でありませぬ。しかし、1%に薄めます。1万ppmまで薄めますので、そういう形でいくと日常の我々の食事の中にもたくさんもっと数値的には高いものが多いわけですね。したがって、そういうことでいきますと議員が御指摘の御心配の部分については、嬉野市では最大限に配慮をして、鹿島市の例を出されましたけども、嬉野市では専門の薬剤師さんにフッ素元素原液を薄めていただいて、そして溶解をした形で学校に届けていただくということにしております。そういったものの予算についても今回お願いをしているわけでございますので。したがって、先ほど答弁しましたけれども、やはり家庭でやるべきではないかという御指摘もございます。基本的にはそうでありませぬ。しかし、嬉野市内の子供たちの状況を見ますと、やはり他の地域と違って家庭的に特殊的な子供たちがいるわけがございます。そういった子供たちのためにも、やはり幅広く提供をするという行政の立場におきましては、我々としては学校が一番いいのではないかということで、各校長先生方とはこれまで健康づくり課とも話をしながら、1月28日ぐらいを皮切りにして機会あるごとに月に1回ずつぐらいは研修会等を持ちながら、あるいは専門医の先生方に来ていただきながら、既に4月13日以降5月の中旬にかけてPTA総会でもしております。したがって、この予算が通りますとあと学校では校長が過去経験をしております。各学校に管理職が経験者がおります。そういった校長先生が先頭に立っていただいて、そして講演会なるものを作って、そして十分周知をしていただいて、そしてその結果保護者への希望等についても、来られなかった方についても今十分準備をいたしておりますけども、こういった資料あたりをつくって希望に基づく実施をというようなことで思っております。

そして、やはり嬉野市の中では保育園、幼稚園ではほとんどの保育園、幼稚園で実施をしております。子供たちは幼・保で経験済みです。1幼稚園だけでやってない状況でございますので、むしろ学校の先生方よりも子供たちが経験豊富であるというふうなことでございますので、そのぶくぶくは3分とおっしゃられましたけれども、1分間だけやることとなります。そういう形で実施をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

1分間そんなのは家庭でできると私は思っています。いわゆる行政の歯科保健施策として学校でやるということに対して、これはもう時代おくれだと私ははっきり申し上げます。今虫歯の率は大幅に減っとるわけですよ。もっと学校ですることがあるんじゃないですかって私は言いたいわけです。これに夢中にならんで、はっきり言わせていただくと。WHOの話です。これは先ほど言いましたように8歳未満についてはせんほうがいいという勧告があつとるのにもかかわらず、なぜその幼児期からするんですかというそういう矛盾ですよ。それとか、洗口ガイドラインについても4歳から14歳というふうに、フッ素洗口するならば望ましいってなつとるけども、またそれも無視するとか。そういう部分は矛盾点があるんじゃないかというふうに思います。ぜひそこら辺は現場ともう一回協議をされて、教育長もこれを機に、教育部長も、そして健康づくり課長もぜひフッ素洗口していただくようお願いを申し上げまして、答弁は結構です。

○議長（山口 要君）

いいですか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

関連ですけど、その悪い例っていうか、そういうのフッ素洗口とかして飲まれなかったのかどうかですけれども。というのは、私の兄が歯科医師ですけれども、昔自分の子供が小さいころにそういうのをちょうどやっぱりはやり出したじゃないですけど、虫歯にならないよっていうことで、そういうのいいのがあるからどうだろうかという話をしていたところに、あれはちょっと歯にしまができるとか、まだ今はもうそれだけ研究されてきて、もう25年、30年前の話ですからよくなってきてると思うんですけども。それともう一つは、それも身近なところからなんですけど、妹の子がフランスなんですけどね、フランスの方では今もう10歳ぐらいですけど、塗布ですね、塗布でちょっと歯の色が変わったっていうふうな。それはもうじっくり聞いてないからどこまでがあれかわからないですけど、ちょっとそういうお話もあつたんですよ。だから、そういうところでフッ素洗口がこれだけもう行政の立場からこういうふうに補助してもう一度に全体に安心して、もう安心してというところからじゃないと絶対勧められないられないと思うんですよ。こういうふうに取り上げてるっていうことは、もうもちろん大丈夫っていうことなんでしょうけれども、そのほかにこれをしたからこうなったよとか、例えばそういう苦情があつた場合はどうするかとか。それから、やっぱりこれをしてるからもう虫歯にならんよねっていうふうに、頭の中に思い込んでしまふとかですね。だから、そういうことに対してのもっと啓発っていうか、これは一つの手段

というか一つのあれであって、もちろん歯磨きの励行と甘い物に注意するとか、そういうのが大切だということをもちろん言っていられると思うんですけども、その辺についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（蒲原知愛子君）

フッ素洗口によって歯が変色したり、白斑ができたりっていう事例も今まであっております。その件については濃度の問題が大きく影響しております、今回は濃度のミスがないようになっていうことで、薬剤師の先生方に濃度希釈はお願いをしております。

それから、フッ化物洗口をしたからといってそれで100%よいというわけではありません。歯磨きをしっかりやるっていうことが一つと、それから食生活の面が一つと、そしてこういうフッ化物を使ったもので歯を強くする、それから再石灰化といまして補修していくという、そういう役目がありますので、もう昨年からですけど、学校の歯科保健教室を行っております。中学生、小学生、保健センターのほうに出向きまして、口腔内カメラ、位相差顕微鏡などを使って自分の口の中の様子をよく理解させて、そしてブラッシングをどのようにやるのかっていうようなそういう指導もあわせながら歯科保健教室を行っております。これはもう家庭ではできにくい問題で、やっぱり歯科保健教室は教育の一環として取り組まなければいけないという方向性で今回行っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（4番秋月留美子君「はい、いいです」と呼ぶ）ほかに質疑ありませんか。梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

25ページ、商工費についてお伺いします。2目の商工振興費の中で負担金伊万里有田焼大規模見本市出展実行委員会、この説明と、それから補助金の陶磁器産業環境対応事業、このことについて説明をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えいたします。

負担金伊万里有田焼大規模見本市出展実行委員会負担金35万円についてでございますが、これにつきましては佐賀県が経済危機対策として6月補正で計上いたしました地場産業振興緊急総合対策事業のうちの産地ブランド情報発信事業、その中の大規模見本市出展事業でございますが、伊万里有田焼産地が一体となって取り組む大規模見本市への出展PRに対して

のその費用の一部を負担し、助成するものでございます。吉田焼につきまして伊万里有田焼産地という範疇で産地紹介、PRするというところでございます。実施主体が産地組合、地元市、町から成る推進組織実行委員会に対して佐賀県が3分の2を補助し、残りの3分の1を伊万里市、武雄市、有田町、そして嬉野市、市町としては4市町、そしてあと産地組合ということで肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器工業協同組合、佐賀県陶磁器卸商業協同組合、有田焼直売協同組合、有田焼卸団地協同組合、これから成る産地組合が市町とそれぞれ2分の1を折半するものでございます。その負担率についてでございますが、窯元事業者数と商社数の市町別の割合となっておって、有田町がそのうちの80%、伊万里市が10%、武雄市と嬉野市が5%となっております。

そういったことで、この35万円の積算につきましては総事業費4,200万円のうちの3分の1が1,400万円となりますが、その2分の1の5%ということで35万円となります。ちなみに、有田町につきましては560万円の負担となっております。

それから、陶磁器産業環境対応事業補助金でございますが、これも先ほど言いました地場産業振興緊急総合対策事業のうちの陶磁器産業緊急対応事業分でございます。内容につきましては、食品添加物等の規格基準を改正する食品衛生法が改正され、鉛、カドミウムの溶質基準が強化されたということで、伊万里有田焼産地の事業者にはその基準に適合した陶磁器製品づくりが求められておりますために、それに取り組む経費、要するに鉛やカドミウム溶質試験検査受験料と言いますけども、この一部を補助するというところでございます。県の補助率が2分の1となっております。関係市町村は先ほど申し上げました伊万里、武雄、有田、嬉野の4市町でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、具体的にこの見本市がどこで実施されるところかということになるんですかね。それと、もう一つについては、その産業環境対応事業の分については鉛毒の問題だと思うんですけど、そういう機械をそういう組合とかに設置される補助なのかということ、その点についてお伺いします。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

大規模見本市出展事業につきましては、想定される分が名古屋ドームで開催されますドーム焼き物ワールド、それから東京ドームで開催されますテーブルウエアフェスティバル、それから東京ビッグサイトで開催されます国際ホテルレストランショー、この3つが対象とな

ってると思います。

それから、先ほどの補助金についてでございますが、その鉛とかカドミウムの溶質試験の受験料でございますので、基本的には佐賀県窯業技術センターというところに依頼して、その溶質試験をされるということで、その証明料がかかるものですから、検査料ですかね、受験料がかかるものから、それに対する補助金ということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

もうちょっと突っ込んで聞きたいんですけど、最後の質問になりますので、非常に嬉野、お茶、温泉、陶器とありますけども、この窯業界も例に漏れず非常に今厳しい状況にあるわけですけども、今後の窯業振興に対する考え方っていうのを市長にお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

現在、嬉野市内窯業関係に携わっている方もたくさんおられるわけございまして、また商社の方もおられるわけございまして、そういう点ではもうぜひ活性化できるように今努力をしまいたいと思っております。また、ほかの産業と比較いたしましても、後継者の方も相当おられますので、そういう方々が意欲を持って御努力されることができるよう、環境づくり等も行っていきたいと思っておるところございまして、私どもいろんな事業の際にも何とかこの私どもの窯業関係とコラボレーションすることができないかということ常にも担当にも指示をいたしておりまして、いろんな提案もさせていただいておりますので、今後とも努力をしまいたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

30ページの備品購入費ですけども、どのような車を何台配備される予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

18節の備品購入の件ですが、今回937万2,000円お願いしておりますけども、一応軽トラックですね、軽トラックを市内の小・中学校に11台購入する予定となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

11台ということになりますと、25ページの観光施設費の同じ軽トラック85万2,000円を11掛けるとこの金額になるわけですが、同じ物と考えておられると思われまして。11台すべて同じ車かどうか、再度確認をいたします。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

車の種類についてははすべて同じ車種ですね、軽トラックでございます。（5番園田浩之君「2駆、4駆。2駆か4駆か」と呼ぶ）最終的には、入札をいたしまして購入する予定といたしております。（5番園田浩之君「いやいや、駆動が2駆か4駆か」と呼ぶ）あ、一応4駆で考えております。（5番園田浩之君「あ、4駆ですね」と呼ぶ）

以上です。（5番園田浩之君「いいです」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

26ページをお願いします。土木費の橋梁費なんですけど、嬉野市に橋梁が何件あるのか。それから、保守点検を今までどのような形でなさってたかですね。それと、その下の71万1,000円の土木積算システムのここをちょっと説明していただきたいんですけど。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

13節の委託料の内訳の質問だというふうに思います。橋梁につきましては、いわゆる長大橋と申しまして、延長が15メートル以上の橋につきまして点検をする予定でございます。トータルの51橋ございます。以前の過去の点検についてということでございますけれども、その中でもとりたてて大きな橋につきましては、橋梁震災点検とかそういった形の中で過去に行われた経緯がございますけれども、こういった形の中で51橋も一度に点検をするといったことはしてないというふうに思っております。

それから、14節の使用料につきましてでございますけれども、今現在特に事業課等々につ

きましてはいろんなパソコンがございますけれども、その中での設計積算システム、そういったものをリース等をいたしまして現在活動しておりますけれども、そういったところにこの分につきましては補助工事での事務費ということで、最終的には現在までリースをして行っております単独費と申しませうか、そういった形での振りかえというふうになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

積算システムが何年ぐらいのものか、ずっとハイレベルになって最新でシステム化できてるシステムを利用させているのかですね。それと、太田議員さんが石橋のことをちょっと尋ねられていらっしゃるようですので、市内に石橋が何件あるのか。それが整備すべきものなのか、それをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

土木積算のシステムの内容と申しますか、そういったことの質問だと思いますけれども、積算の中のソフトにつきましては現在県内の統一の単価、公共単価というのを使用する関係上、年に最低1回の改定が行われます。経済事情等におきまして中間でさらに単価等の改定がありますけれども、最低でも4月に改定が行われます。そういった中で、特にそういったソフト関係につきましては更新をする必要はございます。ただ、ハードの分のリースにつきましては、大体5年前で機種をかえているというふうなことでございます。

それから、2点目の石橋につきましては今うちの市道が約600路線ございますけれども、その中での石橋の存在についてははっきり申し上げまして数は少のうございます。ただ、一つだけちょっと別の話の中でいけば、国道30号にこれはもう全国的にも珍しい石橋がございますけれども、湯野田という地区です。ただ、市道につきましては私の記憶では前回の一般質問の中で山口議員さんからお尋ねがあった石橋ですね、それとあとほかにちょっと今のところはっきりした記憶はございませんけれども、余りないというふうに思っております。ただ、市道以外には上不動地区にこれはもうちょっと文化財的な話になろうかと思っておりますけれども、私の記憶では五、六橋存在は現在もしておるというふうに思っております。ただ、その辺の補修はするのかということにつきましては、当然私どものほうの管轄では市道として持ててるのかというふうな話の中で、当然石橋の修復じゃなくて、市道の一工作物の範疇の中で、もし重量に耐えられないということであれば修復をするし、あるいはまたかけかえと、そういったことを考えていくべきだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

ありがとうございます。石橋が幾らかあるんじゃないかなあと考えておりましたので、なるべく壊すんじゃないかと、補強をして安全に使用していただきたいというのが一つありましたので、質問しました。

それと、積算システムの使用料というのをちょっと71万円も上がってますので、毎年だと思うんですけど、設計変更が何か多いように思いますので、これのもう全体的なグレードアップっていうのが必要じゃないかなあっていう気もしないでもないです。何かそういう面からの設計変更を少なくしていくような、現場ではいろんなものがあるから設計変更は仕方がないと思いますけど、そこら辺をもう少し少なくなるような一つの方法としてシステムアップっていうのも必要じゃないかなあと思うんで、全体的な県内で取り組まれているのであれば、県の土木関係の方とかそういうのと共同が必要だと思いますけど。ちょっとハイレベルのシステムが必要じゃないかなあっていう気がしないでもないです。どんなでしょうか、このシステムと設計変更の関係をちょっと伺いたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

現在、積算システムのまた質問だというふうに思いますけれども、先ほど設計変更についても複合的な質問ございましたけれども、私ども事業課につきましては、で今現在あるものにつきましては先ほど申しましたように、単価とかちょっと専門用語で言えば歩掛かりとかも言えますけれども、そういったところの更新の内容をまず更新していておりますよというお話をいたしました。それと直接いわゆる今言われております設計変更ということに関しては、そのシステムが古いから変更がありますよというふうなことには直接つながらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

橋梁点検の委託についてまず最初にちょっと関連をしたいと思います。システムも後からお聞きするかもわかりませんが。

大体内容的にはわかったんですが、これ点検をして、特に吉田川水系、特にもう築50年近くっていうのがそのほとんどですよね。その点検の中身っていうのがどういうものをされる

のか。耐久性あたりをされるのかどうなのか。もし、耐久性によって今回点検をされるとしたときに、これがだめであったと、NGであったとしたときには、言い方を変えればかけかえってという大きな問題が出てくるわけです。そういうところまで今回点検委託が組まれたのかどうかという点と、先ほどのシステムの財源が何か一般から国のほうの、これは地域連携推進事業ってなってますけども、振りかえになったような御答弁だったんですが、もう一回そのあたりを詳しくお聞かせ願いますか。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

13節の橋梁点検の御質問ですけれども、お答えをいたしたいと思います。

まず、先ほど51橋というふうな中で御答弁をいたしましたけれども、単価的に言えば約18万4,000円、1橋かかるだろうというふうに思います。このまずこれをする前段に、じゃあどういふことでこれをやるかというふうなことでございますけれども、今からのシステムとしてこのいわゆる長寿命化と言いますけれども、そういうのを対策の調査をして、リストをつくらないと今後修繕とかそういった形の中で、例えば補助工事を受けられませんというふうなことにだんだん移行してきております。そういった中で、この橋梁点検をやるわけですけれども、ほとんどが目視でございます。外見を調査員で足を運びまして、外見を目視で調査をすると。例えば、コンクリートがはがれて鉄筋がむき出しになっているとか、そういったことでずっと調査をいたしましてやるようになっております。ただ、かけかえという話でも最終的に出てこようかと思えますけども、当面メンテナンスですればいわゆる長寿命化でございますので、メンテナンス等に対してまず修繕費の補助があるだろうというふうに思いまして、そういった中でなるべく橋梁を長寿命化をさせて維持をしていくと、そういうふうなことでございます。

それから、2点目の土木積算システム、先ほど申しましたけれども、今回のこの事業で新たにシステムを導入と、そういったことは考えておりません。先ほど申しましたように、やり方は別として現在してる分について補助で事務費をいただけますので、そちらのほうに振りかえもできるというふうなことで答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

まず最初、橋梁点検について目視ですか。目視だったら、私なかなか厳しいんじゃないかなっていう気がするわけです。その外部的な剥離とかクラックについての確認っていうのはできるんでしょうけども、現在の結局強度的なもんですよ。シュミットハンマーで結局強

度をはかるとか、そういうのをやらないと。シュミットハンマーでもわかりませんよね、実際の耐久性なんかは。ただあくまでも、橋梁コンクリートの強度の反発ですから。でも、最低でもシュミットハンマーぐらい打って、実際の結局強度が幾らぐらいあるかっていうぐらいまで再検していかないと、この今課長が言われている長寿化させるためのメンテナンスを図るにもなかなか厳しいんじゃないかなという気がするわけです。特に、昭和30年代の今のコンクリート橋ってというのは、配合についても現在の生コンクリートと違って現地練りっていう手法もとられたところもあるわけです。採石についても、極端に言ったら現地採集の川砂利を使ったりとかですね。だから、そういうところへ行ったときに、かなり強度的には落ちる可能性もあるわけなんですよ。ただ、車両的な問題とかそういうふうないろんな複合的な要素の中で、現在でも長寿化を図られているということでございますので、メンテナンスを図るようであれば目視だけではなくて、最低限度の機器を使った点検も私は今回入れていくべきでないかなという気がするわけです。その点をもう一回お尋ねしたいのと、システムについては財源振り替えっていうことであれば、71万1,000円はあくまでも国の分であれば、これ2分の1ですよ、入ってくるのが。2分の1ですよ。ということは、これは新しく来るんじゃないなくて、今まであったやつの財源振り替えっていうことであれば、一般財源そのものが今度71万1,000円減ったと考えていいのかですね。その2点についてお尋ねをします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

前段の部分についてお答えいたします。

先ほど課長が1橋当たり18万4,000円っていうお話だったんですけども、あくまでもこれは平均的な金額でございまして、人間がおりられないようなところにつきましては、例えばアーム付きの機械を持ってきて、その中のかごに乗って入っていくというような方法も考えられると思いますし、そういうことを単純に考えた場合に18万円ぐらいの平均でいこうということですが、実際の点検に当たりますと、先ほど申しましたように目視のほうが主ではありますが、目視で見た段階で非常に剥離がしてるとか、あるいは鉄筋がさびて見えるんじゃないかというようなものにつきましては、やはり簡易強度検査ですかね、先ほど言われたシュミットハンマーですか、そういうものについても当然していくべきだろうと私も思いますので、それは検討させていただきたいと思いますので。あと、後段についてはまたお答えいたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

使用料の件ですけれども、確かに議員おっしゃられるように、こちらに振りかえれば当然三角の分も出るのが本当じゃないかというふうなことでございますけれども、とりあえずと言ったらおかしいんですけれども、先ほど言いましたように補助工事の内で事務費を幾らかとられるということで、じゃあ委託費の中から全部やるんじゃないかと、そういった中から少しでもこちらに回されたらというふうなことで計上しておりますので、あと一般につきましては通常いけば不用額が出るといいますか、そういった形になろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

いや、わかっているんですよ。仕組み的には、結局でここで不用が出ても全体的なバランスの中でマイナスが消えていくっていうのはわかっています。確認をしているんです。ですから、この71万1,000円が先ほど財源振り替えて言われましたので、71万1,000円すべてがこの地域連携推進事業と考えていいんですかということなんですよ。もしこれが仮に全部71万1,000円がすべてであれば、多分この中には見えてないけども、71万1,000円っていう一般財源が多分そこで消えてるんだろうなと思うわけですよ。それだけの確認です。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えいたします。

71万1,000円につきましては、半分は今の地域連携の補助と。それから、あとの補助残につきましては入のところで出てきておりましたけれども、交付金事業ですね、総務省管轄の。あの分が大部分入っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。小田寛之議員。

○1番（小田寛之君）

30ページの役務費の保険料の27万5,000円ってあるのは、これは公用車の保険なのかなと思いますけど、この内訳とあと内容と金額を教えてください。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

12節の役務費ですけれども、27万5,000円ですね。これ保険料でございまして、任意の保険を2万5,000円の11台ということで27万5,000円お願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

任意保険が2万5,000円ということ、ちょっと観光商工費の中の自動車購入のときには、同じ保険料で自賠責保険と任意保険を含んで計上されとるとですけど、そしてもう一個総務費の中の市民税務課の説明の中の購入費は自賠責保険とかも保険料っていうのが計上されとらんけど、これ担当によっていろいろ計上の仕方が違うっていうことですか。単純にこれ任意保険が2万5,000円の11台分だけっていうことですよ。ですから、担当課によって違うのか、それだけ教えてください。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

観光商工の軽トラックについての保険料については、自賠責保険料がこれについては25カ月分ということになりますので、1万9,540円。任意保険料については、基準日といいますか、一応6月までということになってるようですので、それまでの保険料ということで1万570円ということで、合わせて3万1,000円弱ですけども、3万1,000円ということで計上をいたしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

済んでおりますけれども、市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

徴税費の需用費の備品購入費の車に対する保険料ですけども、既存の役務費に予算がございまして、そちらのほうから支出したいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

小田議員。

○1番（小田寛之君）

そしたら、この27万5,000円任意保険だけということだったんですけど、自賠責の保険とかはどこから出てくるとですか。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

自賠償については車両購入時に車両代に含まれてるということで、ここには任意保険の分だけ計上いたしておりますけども。一応そういうことです。

○議長（山口 要君）

それでは、もう一回認めます。どうぞ、小田議員。

○1番（小田寛之君）

済みません。そしたら、ちょっとやっぱりここで備品購入費の中に含まれとるっていうことは、各課によって計上の仕方が違うっていうことですね。これ大体同じものば購入すると、この内容が違ってもいいものですかね。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

今回の車両関係の予算の要求に当たりましては、既存の保険料で対応できる分と、また新規に購入する部分で保険料も計上しなくてはならない部分があったわけですけども、その備品購入の際そこに保険料が加わってるものについてきちんとした精査ができずに、そのまま備品購入費の中に保険料が入ったまま予算計上したものがあったため、統一した予算計上とならなかったため、こういった事態になったところでございます。

○議長（山口 要君）

もう一回認めます。どうぞ。

○1番（小田寛之君）

報告だけなら、さっきもらったとと全く一緒の答弁ばもらったとばってんがですよ、だからどうするとかそういうとが欲しかったとばってんが。さっきの答弁は教育部長のほうからもらった答弁と全く一緒やったけんが。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

保険料につきましては、役務費で予算執行するのが当然のことでございますので、執行段

階ではそれぞれに違った執行とならないように、きちんとした形で予算執行をしていきたい
と思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

27ページをお願いします。

西部公園進入路の補修工事の分ですけど、この分の説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

現在、西部公園ですね、河川公園といいますか、あそこの西部公園ございますけれども、そこに特に子供たちがよく利用しております野球場ですか、そこに水道を引いてあります。その分につきまして大雨のときにそこを表面水が流下をいたしまして、全部むき出しになった状況が生まれております。その部分の修復をしたいというふうなことでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

公衆トイレの横しという話でしたですね。わかりました。

ちょっと余分な話になると思いますけど、ここの公園のちょうど入り口が今の公衆トイレになるわけですね。以前からずっとお願いをしようとしたんですけど、そのトイレの回りが要するにのり面が70センチぐらい段差がついてると思うんですけど、その分の段差が極端に言えば手つかずといいますか、整備がされてないわけなんです。先ほど言いましたように、ちょうどあの入り口でもありますし、その辺の整備をするのに金額的にそんなに高くかかるものでもないと思いますし、できれば整備をお願いしたいと思いますが。この席ではございますが、市長いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

ただいまの件についてお答えをいたします。

ただいま前段で質問がありました進入路修繕工事の分でございますけども、ちょっと補足をいたしますが、40メートルの2.5の0.1ということで御承知おきを願いたいと思います。

それから、ただいま設置してあります公衆トイレの段差の部分でございます。せっかく立

派なトイレができながら進入路がバラスの道のまんまと、そして車いすでは恐らく入り込めないだろうという状況になっております。確認はいたしております。一応5月の議会をお願いをしようとしておりましたけども、我々が要求をした幅が若干車いすをお持ちの方にお聞きをしたところ、専門にお聞きをしたところ、我々が要求した幅が狭いのではないかということで再度見直しということと、それから手すりをプラスしてはどうかという意見がありましたので、また早速持ち帰って検討をいたしまして、次回の議会にはぜひお願いできればと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。（19番平野昭義君「関連」と呼ぶ）お待たせしました、平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の西部公園ですね、あそこについては大体皆さん御承知のように遊水地で、結局道路から全く見えませんね。ですから、塩田町時代にも一度私も言ったと思いますけど、少なくともそう思ったらことしの春、ちょうど私あそこに入り口でとまっとったらお年寄りの方がトラックで来られて、この辺に公園のあってろうと、どこやろうかって言うけんが、ああ、それそんならそこですよって教えてたです。どっからですかって、鹿島からと。ということは、全く案内板ないから遊水地やけん、何も全くわからんわけですよ。いやいや関連で、たまたまそういうことで市長としていかがですか。関連でついでですけど。案内板の設置ですけど。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

午後2時52分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

案内板の表示の看板ということでございますが、ただいま議員おっしゃられましたとおり遊水地でございます。周囲を見回しますと、余り積極的な表示は当然してございません。あそこに施設をつくる場合は、必ず土木事務所と協議をいたしまして承認を得ることになっておりますが、その辺そこまで大々的にしていいもんかどうか、ちょっと話し合いをさせていただきまして、その結果で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

大体佐賀県は農村県で非常に何か宣伝が下手くそとよく言われますね。そういう意味では、やっぱもっとこういうなどは今から地方の時代ですから、国がああせよと言うたとかこうせよじゃなくて、自分たちでやっぱお客さんをどうしてゲートボールを、グラウンドゴルフの方を案内しようかとすれば、通り道に、ああそこに公園のあったよと、その看板も私が考えればグラウンドゴルフをする姿でもつくればなあおさらいというふうに思うわけですよ。そういうことでぜひ市長も今後考えてください。

次、23ページ……。

○議長（山口 要君）

ちょっとお座りください。ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

23ページ、農林水産のことで節の15ですね、工事請負1,130万円がありますけど、この間始め説明を聞きまして、この場所は堤ノ上部落と山口の谷所ですかね、この2カ所やったと。とりあえず私のうちの部落のことを聞きますけど、工事費は700万円ぐらいで地元負担は15%と聞いております。その中からここの担当の方ですね、その水の総トン数とか、それから実際満水にした状態のときに拝見されたことがあられるのか、その工事の内容は何か布設工事とちょっと聞いておりますけど、そのことについてちょっとよかったら詳しく教えてください。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

御質問の貯水量でございますけれど、2万4,400トンでございます。それから、現地を見たことがあるかというようなことだったかと思っておりますけれど、地元の区長さんと一緒に雨が降ったときも、またそれ以外のときもそういう要望等があるからというようなことでございましたので、一緒に現地を確認をいたしておるところでございます。（19番平野昭義君「もう一ちょう」と呼ぶ）工事の内容でございますけれど、ため池内側、要するに堤体内のりの補強というようなことで、刃金土による盛り土施工でございます。それとあわせまして、斜樋の改修ということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ここはうちの部落には上のほうには2つありますけど、今2万4,400トンですね。ここは非常にうちの部落のある意味で水がめですね。そやけ、そういうことで以前は干ばつがよう来よったんじゃけんが、地元の方がどなたかは言われんばってんが、恐らく部落も認めたと思いますけど、ずっと昔は放水路がもうちょっとあと三十センチぐらい低かったと思います、20センチか。そいぎ水足らんもんじゃけんが、雨の日がばって足るもんかやと思ってついつい高さを上げた、放水路を。そうしたときに、15年ばかり前やったかね、ひどう雨が降って山が崩れたわけですよ。そのとき、全部その水が堤防を越えてどんどんのんで、もう丸越えしたわけです、堤防の中で全部を。それで下の人が非常にこれ危険、危険というて避難しよったというか、そういうこともありましたけど、そうした場合あそこが桜谷堤とこちらと比べては非常に堤体が薄いわけ。今度工事されるから非常に安全でしょうけど、そういうふうなついつい水の少なかときに放水路を上げると、それはもう水が上がるでしょう。しかし、今度は満水したときに、大変なときには今度はいわゆる堤防を越すということは危険性があるわけです。下のほうに人家がまともに2軒あります。それから、市道もありますから、もしそこを通勤しよったら、あるいは歩いていきよったら場合によっては一緒に流されると。それがもしどうかあったら、大きな堤ですね、5万4,000トンぐらいですかね、あれはすごく広かばってんが。あの堤までまた崩れる可能性もあると、二重遭難っていうんですかね。そうしたとき、私が皆さんに言うと、課長にお尋ねばってんが、部落の方がもう少し、これはああやけん、この際下げようかと、私から下げようかということができたとき、今のその工事の中でできる範囲でありましようかということ。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

まず、お答えをする前に先ほど答弁をいたしましたけれど、訂正をさせていただきたいと思います。先ほど貯水量の件で申しましたのは、私が勘違いしまして、同じこのため池防止災害の分で計上しております谷所の桂尾ため池の分を申し上げたところでございまして、議員の御質問の平原ため池につきましては1,440トンでございまして。

それから、御質問でございましてけれど、要するに放水路の高さの問題だと聞いておりますけれど、それにつきましては再度測量、設計をする段階、またそこら辺につきましては地元の区長さん初め役員の方と協議をしたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

はい、最後ですよ。平野議員。

○19番（平野昭義君）

これは地元の者でなければわからんことですけど、以前はもう道もほとんどなくて、う

さぎ道やったでしょう。そいぎ、最近はミカン畑ができて広うなって、そしてもう一つには舗装をしたわけ。その舗装を500メートルぐらいすれば水の流れが物すごく変わるわけです。そいぎ、結局雨が1時間に40ミリも降れば、もう早く来るわけね。そういうことがあそこの谷がばって集まってくるから、私が非常に危険じゃないかということをやっと参考までに申し上げております。よか、答弁は要らんですよ。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

25ページの志田焼の里博物館の中の指定管理ということで今回委託料が上げられてますけど、この内容を教えてください。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えいたします。

志田焼の里博物館指定管理委託料50万1,000円の件でございますが、これにつきましては志田焼の里の指定管理者が平成18年度から指定管理を行っているわけでございますけども、3年目になって消費税の申告が必要となったということで、これに関しては以前から武雄税務署のほうと協議をなされていたわけでございますが、最終的に平成20年4月1日から21年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出するということになって、本年5月26日付で提出され、納付すべき消費税額が40万円と100円、地方消費税額が10万円ということで計50万100円が確定したところでございます。この分についての指定管理料への上乗せという形で今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ちょっとなかなかメモるのが遅くなって、余りようわからんですが、済みませんが。

要は、この消費税っていうぎ、どの部分に当たつとですかね。そのあたりがちょっとわからなかったもんですから。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

消費税の課税算定基礎額についてでございますが、入館料、それから志田焼の里で体験する体験料、それから志田焼の里が収入します陶芸会の会費ですね、サークルっていいですか

会費、それから原材料ということで粘土代、それから指定管理の委託料全体ですね。その他収入があるものにつきましては、すべて課税算定基礎額ということでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ということであれば、ほかの指定管理施設ありますよね、所管は大分変わりますが。福祉センターであるとか、嬉野のほうのセンターであるとか、いろんな指定管理今お願いしてる場所あるんですが、そこについても今回みたいに発生をしていくと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後3時3分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

お答えします。

ほかにも指定管理団体が楠風館、それから老人福祉センター等がございますけど……（11番神近勝彦君「楠風館は違う」と呼ぶ）ああ、楠風館は違うか。老人福祉センターとかございますけど、指定管理料が1万円未満ということと、それから課税対象に……（11番神近勝彦君「何て、もう一遍言うて。指定管理料が何て」と呼ぶ）いや、売り上げがとにかく1,000万円以下と……（11番神近勝彦君「売り上げ」と呼ぶ）売り上げっていうか収入がですね、収入が1,000万円未満であれば課税対象にならないし、それから恐らくその中で課税の対象と、これも課税算定基礎額っていう中に何が含まれるかということで、そういった入館料、志田焼の里博物館でございましたら入館料、体験料、陶芸会費、粘土代、指定管理料というようなことが、その他の収入がありまして、大体1,360万円程度の収入であったということで1,000万円を超したということで、今回は課税ということで消費税の納付対象になったわけがございますけど、他の施設につきましてはそこまで現在のところ消費税の納付団体になってないということはないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

大体わかりました。そしたら、嬉野保育所が今度指定管理者にしましたよね。あれは保育料として支払ってますよね。そいぎ、それもそしたら今度のこの課税対象になるのかならな
いのかっていうのもあるんですよ。そうなると、その保育料が収入として見るのであれば、
保育所も結局3年後にはこういうふうな形で消費税が発生するという形になるわけなんです
よね。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

社会福祉事業関係につきましては、恐らく非課税かというふうにご考えておりますけど、ま
だこれは確認してから調べたいと思います。（11番神近勝彦君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

いわゆるその50万1,000円の件ですけれども、やはりその1,000万円以上やったらその入場
料あたりがあったんで課税対象になったわけでしょ。50万1,000円だと。じゃあ、その指定
管理に指定するときにそういうことの契約内容になってましたかね。指定管理料としてある
けども、入館料とか、要するに1,000万円以上の分後で課税されますよね。その部分につい
て要するに市のほうから新たに指定管理料として支払いますって、そういう契約になってま
す。そこら辺についていかが、ほかの部分も含めて。そうやなくて、私は指定管理料にこう
いう消費税っていうのを含んでいるんじゃないんですか。そういうことで契約されてるんじ
ゃないですか、いかがですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

積算の指定管理者の委託料の中には、その経済活動で発生する所得に対しての消費税の
積算はしておりませんので、この分は今後は指定管理料の中に今回初めて上がりましたので、
来年度以降は当然その分を経費として見て、指定管理料の中に含めて契約をするというこ
とになるかと思えます。（20番山田伊佐男君「ちょっともう一点」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

そのこういうことに対する予測をして契約されてなかったのかどうかですよ。例えば、じ
ゃあその事業計画を見た場合、そういう入館料って1,000万円超してます、超してません。
契約したときに。向こうに事業計画を出すわけでしょ。そして、入館料あるいは陶芸教室で

幾らかの収入がありますと。したがって、その足りない分とかそれに従って指定管理を契約したわけですね。そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

この指定管理者に対する税金の取り扱いについては、武雄税務署と去年1年間決算を見て、どの部分が課税対象になるというふうなことが確定しましたので、こういった税額が出てまいりまして、それ以前については具体的に税務署との協議はまだなされてなかったことがありまして、今回補正というような形で、当初指定管理料に含めるべきじゃなかったかということもありますけど、そういったことに結果としてはこういった結果になったということでございます。（20番山田伊佐男君「はい、もういいです」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○16番（副島敏之君）

25ページ、4目観光費の13節。委託料ですけども、百年桜に予算計上補正が上がっておりますが、この内容と、もし委託先について計画があったらお答えいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

これについてはいわゆる納戸料にあります百年桜ということで、枝が1つ農協側といいですか、出張所側南側に向いておるのがあるんですけども、その枝のうちに3本それから出ておりますけども、その枝に支柱をしておかないと、どうしてもその先茶畑がちょっと下がった状態でありまして、そのままにしておいたらもうそのつけ根のところから折れてくるんじゃないかということで、予防も含めましてその3本の枝に7カ所程度ということで考えておりますけども、その支柱をするということで考えております。あくまでも見積もりっていう形の中での提出をお願いするということになると思いますので、その辺はちょっと競争的な形になるのかなというふうに思います。

以上です。（16番副島敏之君「委託先の計画は」と呼ぶ）先ほど見積もりで競争ということを行いましたけども、造園業者さんになるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

ここの百年桜はここ何年か非常に有名になって、春の嬉野市の一番の名所ということで非常に嬉野市はもちろん佐賀県内、逆に全国的にも有名になってきつつあるとですけども、やはりこれを今まで管理された地元の納戸料区ですね、そういった納戸料区の区の方々の非常にやはりこれまでの長いそういう下支えっていうのですか、そういうのがあって、それとこれが単年度ぽっぽと補正あたりで上がってくるとですけども、これをもう定期的なあそこの委託管理費というような形で予算化ができないのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

これについては土地の管理契約ということで平成19年9月に契約をされております。基本的に、もうこの管理について通常の維持管理、桜とか樹木の維持管理については地元をお願いをするということになっておるようですけども、例えば草払いとか、いわゆる手入れあたり以外のその通常の補修で維持が困難な場合は双方の協議によりというような形での契約となっております。これを定期的にその管理費を幾ら払うというような契約であっております。しかし、その先ほどの枝の支柱工事についてはどうしてもその折れてから遅過ぎるというようなことも含めて、それとまたこともしました、来年もしたというような頻繁にするよりも、ある程度先を見越したところでのそういうふうな予防の工事が必要じゃないかということで、今回枝の支柱工事ということでしてあります。ただ、その管理についての契約は先ほど申したように管理費までという形での契約は行っていないようです。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

先ほどの小田議員さんからの質問とで若干関連になろうかと思いますが、今回軽トラックを観光商工課で備品購入で1台、これ所管になるんですが教育で11台ということで85万2,000円っていう1台当たりですね。私これ委員会の席で申し上げましたので、確認ということで1回だけお聞きをしたいんですが、今回全部で軽トラックが12台、徴税費のところでも1台ですよ。この経済危機対策交付金という意味合いを考えた場合に、委員会の席で私メンテナンス等も考えた場合、一括でこれを入札に出すのか。あるいは、学校の位置関係かれこれ考えた場合に、後のメンテナンス等も考えた場合、嬉野、塩田両方で分けるということも考えられないだろうかということで一応質問をいたしております。そこら辺のこれその後どういうふうになったのかということ、観光商工課ともこれ全く一緒の値段というこ

とは同じような見積もりをとられたんじゃないかなと思うわけですね。そこら辺の入札のやり方についてどういうふうにご検討されているのかお聞きをしたいと思います。もう最後にそれだけ。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

委員会の折にも質問があったと思いますけども、やはり経済危機対策の事業の一環で購入するわけでごさいます、そしてまた教育関係ばかりじゃなくて、先ほど言われました商工関係もごさいますので、できれば含めて教育委員会といたしましてはそういう趣旨にのっとり、塩田地区、嬉野地区というふうに分けた上で考えておりますけども、最終的には財政課と協議をしながら進めていきたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員さんの委員会での御提案お伺いしております。そういうことで、この経済危機対策事業ということで実施をする関係で、嬉野地区、塩田地区分けてはどうかということで教育委員会のほうからも協議いただいております、目的考えればそのほうがいいんじゃないかというふうにご検討しております。ただ、最終決断はまたいざ発注する際に決定をするわけですが、方向性といたしましてはそういうふうな方向で今現在のところは思っているところです。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

最後の質問になります。29ページ、災害対策費なんですけど、最初のときに非常用食品などということをお聞きをしたわけなんですけども、この中身と、仮にそして非常用食品であれば何人分で何日分ぐらいを一応備蓄される予定なのか。賞味期限的には何年ぐらいのやつを大体お考えなのか。そのあたりまでちょっとお聞きをしたいんですが。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

ただいまの御質問につきましては、災害対策費の需用費の38万円の分でもよろしいでしょうか。（11番神近勝彦君「はい、そうです」と呼ぶ）これにつきましては災害時の毛布、これを70枚を購入したいということでございます。これにつきましては現在30枚の保有がございますので、合わせて100枚ということで50枚ずつの嬉野、塩田の両町のほうに保管をしたいというふうに考えております。それから、非常食につきましてはクラッカーの100人分を3食分ということで考えております。これにつきましても半々ということで両町に分かれて置きたいということで、この保存期間につきましては一応5年間ということでなっておりますので、そういうことで対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

100名分を3食分ということは1日分ということですよ。（総務課長（本庁）中島直宏君「はい」と呼ぶ）この人数的には毛布が70枚で、現在たしか100枚だから多分100人分というふうな考えなのかなと思いますが、3食分っていうところがちょっと若干多分クラッカーだけだったら金額的にそう大した金額にならないんじゃないかなっていう気がするわけですよ。ですから、通常どういうふうな災害が想定されるかというのはわかりませんが、ちょっと1日分っていうのは非常食として妥当なのかなという気がするんですよ。せめて3日分ぐらいは必要じゃないかなという気がするんですが、このあたりの考え方としてはどうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

おっしゃることわかりますけども、とりあえず1日3食過ぎたところでいろんな対応ができるんじゃないかということで、とりあえずのところ3食分ということで、これは100名分ということですので、実際のところは何名になるのかわかりませんが、そういうことでとりあえずというところで応急に考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで第11款、災害復旧費までの質疑を終わります。

次に35ページから37ページまで、給与費明細書補正から地方債の調書補正までの質疑を行

います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで地方債の調書補正までの質疑を終わります。

これで議案第53号全部の質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第70号 訴えの提起についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では9月24日も議案質疑の予定でありましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、9月24日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月24日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時23分 散会